



昭和の香りを残す川内北キャンパス同好会サークル室

# 会報

東北大学法学部同窓会

第 47 号

東北大学法学部同窓会

〒980-8576

仙台市青葉区川内  
東北大学法学部内  
Tel・Fax 022-795-6181  
発行日 令和2年5月29日

印刷所

（株）仙台共同印刷



## 川内だより

会長 成瀬 幸典

前年度に引き続き法学研究科長・学部長を務めます。引き続きどうぞよろしくお願いいたします。また、法学研究科・法学部に対するご支援につきましても、引き続きお願い申し上げます。

まず、学部・研究科の近況等につきまして、教員スタッフの異動を中心にご報告いたします。

令和元年8月1日に西本健太郎准教授（国際法）と伏見岳人准教授（日本政治外交史）が教授へ昇任されました。

また、新しい研究者教員といたしました。本年4月1日に、行政法学界における新進気鋭の若手研究者である諸岡慧人准教授（行政法）が東京大学大学院法学政治学研究科助教から着任されました。他方、本年3月31日に、水野紀子教授（民法）と糠塚康江教授（憲法）が定年退職により法学研究科を去られました。お二人とも優れた研究者であっただけでなく、研究科内の各種委員会の委員長等を務められ、本研究科に対して大きな貢献をなされました。特に水野教授は、東日本震災直

後という大変厳しい状況下で2年間にわたり法学研究科長を務められました。お二人が本研究科を去られるのは、大変残念ですが、新天地での活躍をお祈りしたいと存じます。また、同じく本年4月1日に中原茂樹教授（行政法）が関西学院大学に転出されました。中原教授も、3年間にわたり法科大学院長を務められるなど、本研究科の研究・教育・行政に大きな貢献をなされました。

また、実務家の先生方の異動もございました。令和元年7月31日には、外務省から来られていた若林啓史教授が、本年3月31日には法科大学院実務家教員であった信濃孝一教授（裁判官）、西岡慶記教授（裁判官）、武内弘樹教授（検察官）が本学を去られました。代わって、令和元年8月1日に橋本敬史教授が厚生労働省から、令和元年11月1日に今西淳教授が外務省から、本年4月1日に佐藤久貴教授が名古屋地方裁判所から、昆野明子教授が検察庁から着任されました。実務家の

先生方との交流は、学生だけでなく、研究者にとっても意義の大きいものであり、法科大学院・公共政策大学院の設置以降の法学研究科・法学部の研究・教育に好影響を与えております。今後も、優れた実務家をお招きし、充実した教育の提供と多角的な観点からの研究を推進できる環境の整備に努めたいと考えております。

助教につきましても、異動がございました。本年3月31日に加藤雄大助教が任期満了とともに東北医科薬科大学へ、根岸謙助教が任期満了とともに東洋大学へ、小出隼人助教が任期中で朝日大学へ転出しました。他方、令和元年10月1日に高畑柊子助教を採用いたしました。今年度の採用につきましては、本研究科に助教の候補者となりうる者がいなかったことから、5月以降、他大学出身者を採用する予定ですが、本研究科の博士課程在籍者数と学位授与率の向上という、従来からの本研究科の課題の克服

を通じて、本研究科出身者についても、積極的に助教に採用していきたいと思っております。

法学研究科にとって、ここ数年の大きな課題であった専門職大学院の定員充足率の向上ですが、今年度は、阿南前公共政策大学院長及び久保野法科大学院長を中心とした精力的な広報活動等の結果、公共政策大学院につきましては、定員30人のところ30人の入学者を、また、法科大学院につきましては定員50人のところ、52人の入学者を迎えることができました。また、法学部への入試倍率が3倍の倍率に乗りました。全国的に、法学部・専門職大学院への進学希望者が伸び悩む中、この結果は、胸を張れるものであると思っております。ただ、若手の法学・政治学研究者の養成という観点からみますと、研究大学院の入学者数については、もうひと踏ん張りという状況であり、研究者という職業の魅力の発信方法について、検討していきたいと考え

ております。

本年度は、東北大学法学部の教育面において、いくつかの大きな改革を実施する予定です。まず、法曹養成制度に關しまして、法学部3年+法科大学院2年の5年間で法曹への道を開く「法曹コース」を本格的に始動させる予定です。その準備として、昨年度、東北大学法科大学院は東北大学法学部と新潟大学法学部との間に法曹養成連携協定を締結し、また、関係諸規程の整備も行いました。全国的に、法曹志望者の減少が課題となつていますが、この改革が課題解決の一步となるように、教員一同、努めていきたいと思っております。また、国際的な視野を備えた人材を養成するため、「海外留学」と英語で実施される授業科目（「コミュニケーション科目」）の履修を必須とした「国際コース」は2年目を迎えますが、今年度は、コミュニケーション科目をさらに充実させるとともに、国際コースを修了した者を対象とした修

士課程の入試制度を新設し、

一昨年度に導入したAO入試Ⅱ期から修士過程までの一貫した教育プログラムを完成させることとしております。民間企業や地方自治体等、様々な職種・業種において、リーガルマインドを備えた「法政ジェネラリスト」として活躍できる人材の養成も、従来どおり、引き続き行っていく予定です。学生の多様な志望進路に適合しうる教育の提供を可能にするこれらの改革を通じて、東北大学法学部・法学研究科は、社会の礎となりうる優れた人材を、様々な分野において輩出することができるよう努めて参ります。もちろん、そのような教育を提供するための基礎となる研究面におきましても、教員一同研鑽を積んでいきたいと考えております。同窓生の皆様も厚いご支援を、今後ともどうぞよろしくお願い申し上げます。

(追記)

昨年度末からの新型コロナウイルス感染症の世界的な拡

大の影響で、学位記授与式(卒業式)・入学式ともに取りやめとなり、この原稿を書いている4月の段階でも、学部・大学院ともに、講義は開始されておられません。現在の予定では、4月20日から当面の間オンラインで講義を行い、状況を見据えながら、対面式の講義に移行することになっております。このような状況ですので、学部生・大学院生、特に、新入生に対するケアが課題となっておりますが、アドヴァイザー制を活用するなどの方法を模索しているところですので。この会報が発行されているときには、終息方向に向かっていることを願っております。



## 講演要録

## 私の恩師群像



東北大学名誉教授 樋口陽一

本稿は昨年7月同窓会東京支部会総会時の講演要旨に加筆補正したものです。

今回の東京支部会60年記念で話をしてほしいとの要請を受けて、いささか大げさに「私の恩師群像」というテーマにしました。60年というのは必ずしも正式な歴史ではないようで、その前身時を含めて60年ということでは話を進めません。東京での同窓会活動が盛んになり始めたころ、私は母校に在職しておりました。初代の支部会長でありました安西浩先輩を始めお歴々の先輩方から私の講義を受けてくださった後輩の方々に至るまで、何事によらず、そしてとりわけ1995年私が肝いりになって東京で開催した国際憲法学会に際して物心両面で大変お世話になりましたことを、改めて御礼申し上げます。さて、「群像」とは言うものの、今日は時間の制約もありますので、三つの時期を取り出して、その時々東北大学法学部の雰囲気を作ってくれた、そういう世代の方々について皆さんにも共有していただきたい思い出をお話ししたいと思います。

私自身にとつての恩師と言え、清宮先生に入門する前の学生時代に少人数で受講したフランス法講義で接した石崎政一郎先生―戦前6年に及ぶフランス滞在時に発表された著書が戦後も専門の分野で引用されるというような先生でした―を挙げなければなりません。私が新制高校時代からもつぱらドイツ語文化の世界にどっぷり漬かっていた折に、フランス語とフランス文化の世界に目を向けるようになったのは、ひとえに石崎先生のご恩によるものでした。そうしたきっかけがあればこそ、フランスを通して世界の憲法学界との対話の場であり、その責任を及ばずながらひきうけることができたわけがあります。

本題、第一は我々が学生時代だったころです。そのころ学生たちの間で「御三家」と呼ばれる先生方がおられました。民法の中川善之助・刑法の木村亀二・憲法の清宮四郎の三先生です。もう少し上の年代の学生ですと、中川、木村両先生より数年年上であられた商法の小町谷先生が入った「御三家」だったようです。こうした「御三家」については、年配の方々によくご存じでしょうし、若い方でも法学部に入ってこうした先生方の書かれた本を読み、少なくとも表紙だけでも目にしていなければモグリと言えりうな「御三家」でした。

中川先生は法社会学分野の仕事も多く、戦後民法の親です。身分法の全面改正を東大の我妻栄先生との組み合わせで強力に進め、新民法を作られました。木村先生は、丁度そのころ東大・京大に同年代の並び立つ先生がおられず、その第一人者で、死刑廃止論を説かれていました。その頃東大の団藤重光先生はまだ若手教授でした。清宮先生は東大の宮沢先生と同年齢で東京・仙台と分かれてそれぞれ美濃部達吉先生の学問系譜を継がれ、その末席に私がいるということになります。戦後憲法を作る際に両先生が入っておられた憲法問題調査委員会が、残念ながら帝国憲法の枠や松本丞治（商法）委員長自身の思い込みの枠があり、自力で新しい憲法案を作ることができなかった。これがひいては現在の、憲法の出自に難癖をつけられることにつながっております。それをリカバーする意味で、清宮・宮沢両先生は岸内閣主導の憲法調査会、これは押し付け憲法返上の名のもとに1条・9条・24条を標的に非常にはつきりした戦前回帰色の強い調査会でしたが、それへの招請を断り、そればかりか憲法問題研究会という知識人の会を立ち上げて新憲法制定時になしえなかつた役割を引き受けられました。話せば長くなる事柄ですが本日は割愛する他ありません。

次に木村先生。私の卒業時の学部長です。大変に怖い先生で、私と佐藤正之君が幹事でしたので、従来はどこかの教室で先生方を囲んで座談していた謝恩会を、市内の西洋料理店ブラザー軒に先生方をお招きしてやりたいというこ

とで、先生に申し出ました。研究室を恐る恐るノックするとしばらくは書きものを止めず、やおら向き直って「なにかね？」とおっしゃる。謝恩会の趣旨を申し述べると、途端に相好を崩して「それはいいね！教授会の席で皆に参加するように奨めるから。君たちもこれから大人になるのだから当日はキレイどころも連れて行こう」と言われました。それが機縁となつて当日見えていた地方(ぢかた)・立ち方のお姉さん方、歳はほぼ私たちの同年代、そのお一人が国分町のいい料亭の女主人となり(素敵なお嬢さん)があられたが結婚され今は閉店)、先に述べた正之君を含めた数人で数年前までその料亭で顔合わせを続けておりました。この方は藤間流の踊りの名手でその時に私たちに「旧き朋名残の花の ホトトギス」を昔から来てくださつてありがとうとの意を表してくださいました。そんなきつかけを作つてくださったのが木村先生でした。

本題の第二は「民法三羽鳥」です。これは我々が勝手につけたのではなく有斐閣や日本評論社の編集者が言い出し他大学の人たちが言っていました。さて、今挙げた「御三家」や小町谷先生さらに前の勝本正晃先生などそうしたほぼ同じ年代の文字通りの大家の先生方は数年の間に一斉に退職なさる。そのあとをどうするかが問題になりました。そのことは後でお話しします。三人の中で一番早い着任が広中先生、そして間をおかないで鈴木祿弥先生、幾代通先生のお二人、私にとつて講義を聴いた恩師の枠に入るのは広中先生です。お三方とは法学部の同僚として楽しい思いをいたしました。鈴木さんはお酒を一滴も飲まれないのに、そうした席にもよくお付き合いされました。泊りがけで遊ぶ会が二つありました。その一つは青根や鎌先の温泉で、泊まって温泉に入りもつぱらお酒を飲んで大学とはなにか、マックス・ウエーバーやカー・マルクス・を夜半まで

論ずる。そこに鈴木・幾代お二人とも毎回いらつしやる。もう一つの会は国内有数のスキーゲレンデのある蔵王山形県側、高湯でのスキー会、幾代さんはそちらへもいらつしやいました。広中さんは、当時の学生にとつて木村先生とは別な意味で怖い先生、学問的に怖い先生でした。しかし同僚になつてみて、怖そうに見えて優しい先生だということがよく判りました。様々な思い出があり語ればきりがありません。ヨーロッパに滞在しておられたころ、先生ご一家が拠点としていたミュンヘンで泊めて頂き、私が所用で訪れた当時のレニングラード(現在のペテルスブルグ)へお誘いして家族ぐるみで一緒にしたこともありました。

三羽鳥のお三方は年齢もほぼ同じで、こうした組み合わせは得てして並び立たない、そうした話はいろいろな大学で様々耳にしておりました。それに対しこのご三人はそれぞれの特色ある学問の力量をお互いに認め合つておられました。私は専門が違つたので民法研究会に出たことはありませんが、相当激しい議論がお三方の間にあつたことを、今日も見えている商法専攻の新山君などから伝聞しています。そこは本当にお互いの力量を認め合う間柄で、一つの三羽鳥という単位を作ることができ、法学部全体の雰囲気を引き締めたということになりました。

第三の時期の主役に取り上げるのは西洋法制史の世良晃志郎先生。マックス・ウエーバーの難解な著書の古典的翻訳、翻訳とは言うものの自分の論文を作るよりも大きなお仕事、詳細な訳注をつけられ、日本の社会科学のレガシーに違いありません。「御三家」年代が1960年から62年にかけて相次いで退任されたのですが、中川先生が亡くなられた後『法学セミナー』の追悼別冊号に世良先生が書かれた「東北大学法学部の再建と中川先生」と題する追悼文があります。その中に後釜の選考についての話が紹介されています。昭和29年2月1日の教授会で「(中川)先生は予め用意してこられた内規案をポケットから取りだされて、教授会に提案された。提案の内容は、次のようなきわめて大胆なものである。(1)従来のような専門分野ごとの個別の「選考」委員会を置くことを当分の間やめて、唯一の「推薦」委員会を置き、この推薦委員会をして、法学部のあらゆる分野の教官候補者の選定をおこなわせる。(2)推薦委員会は、候補者を選定して教授会に報告するまで、その完全な自主性を保つべきであり、委員会以外の何びとの意見も聴く必要がなく、また聴いてはならない。(3)委員会が候補者を教授会に報告したときは、教授会は、全教官をして、年齢の若い者から順次に自己の意見を開陳させ、審議が終わつたときは、必ず票決によって可否を決定しなければならぬ。(中略)

この提案は大学の一般の慣

行からみると、きわめて異例の内容のものであるが、それにもかかわらず、教授会は、この提案を私の記憶では原理的な点では無修正のまま採択した。』と記しておられます。この方式によって「三羽鳥」が誕生したわけです。最初の人事は民法の広中助教授の採用でしたが、中川先生自身、教授会で初めて委員会の報告内容を知られたそうです。そういうわけで世良先生が次の時代の法学部の伝統を作り育てたといえます。

ちょうど大学紛争のころ、私が助教授に任用されたのが1965年で、東北大学ではその年に大学固有の問題―教育学部改編とそれに伴う、キャンパス移動の問題―で学長が辞任するという大きな事件がありました。そして68・69年が全国的な大学紛争のピークでしたが、その時に学部長の立場におられたのが世良先生で、大学人としての見識と包容力をいかに発揮されました。包容力は世良先生の場合はお酒が重要ファク

ターでした。……

紛争時世良学部長・広中評議員に政治思想史の宮田光雄先生と私が補導協議員という役目に指名された体制で、本部長室が多数の学生たちによって深夜に至るまで包囲される事態が生じ、私と宮田先生とが自治会の責任者と折衝し、全学部の教授会承認のもと学長との「団交」―大学側は「学長会見」と呼びました―が実現されるよう努力するから今夜は解散せよと説得しました。

この提案が何より法学部の教授会で通らなければ二人で教授・助教授辞職ですね、との覚悟で法学部の教授会に臨みました。真っ先に発言されたのが最長老であられた行政法の柳瀬良幹先生で、「いろいろ議論はあるだろうが宮田・樋口両君が最善と判断して提案するのだから良いではないか」と言われ、学生たちの行動に日頃いちばん厳しい考えを持っておられた先生の発言だっただけに、と私は思うのですが、すんなりと他学

部に先駆けて法学部の意思を打ち出すことができました。

本筋に戻ります。マックス・ウェーバーの研究会が西洋法制史の学部・大学院共通のゼミとして行われました。そこには広中先生も毎回ではないもののよく出席されていました。経済学部の西洋経済史担当の岡田興好さんなど、ここでの議論は私にとって社会科学の基礎教養となってきました。

今一つ、『社会科学の方法』という小さな雑誌を世良先生が主宰者となって68年から83年まで15年通巻147号まで出すことになりました。大学と学問のあり方が基本的に問われていた大学紛争の時期に、この研究会は法学部だけでなく経済学部、文学部、教養部から、あるいは例外的ではありませんが理系の方も含めて毎月行われ、私と英米法の望月礼次郎さんが幹事役を務めていました。そうした中で藤田宙靖君や大嶽秀夫君とか佐藤慎一君など、それぞれ第一級の私より年の若い研究者がこ

の会の気風を継いでくれました。

最後に二人の国際法学者、祖川武夫先生と小田滋先生です。小田先生はご存じの通り後年国際司法裁判所の判事を27年間勤め、それ以前から外務省との関係が深く国際的な場での条約立法作業などで活躍しておられました。

祖川先生は同じ国際法専攻で超秀才として知られ、当初京城帝大、引き上げ後九州帝大、その後東大教養学部の教授をされていましたが、健康を害して奥様の里である仙台へきて療養に努めていました。「三家」の先生たちがそれを惜しんで祖川先生を法学部に引っ張り出されました。その際先生の助教授で当時アメリカ長期留学中の小田先生が、祖川先生を招くのなら自分の上にぜひ教授として招いてくださいと中川先生に手紙を書かれたそうです。それに対し中川先生が、「東北大学は国際法を君に委ねたのだから、祖川君のことは心配するな」と懇ろに説かれたと

のことです。私が在学中に祖川先生の外交史の講義を聞いたとき、先生は常勤講師のお立場でしたが、程なく教授として国際政治学講座を担当されることになりました。

小田先生が当時外務省の顧問格の立場で活躍していたのに対して祖川先生は安保条約や日韓条約などの重要な条約にきびしい批判的立場から研究・発言されており、なぜ東北大はこの二人を並び立たせているのか不思議に思う向きもいたようです。しかし小田先生は祖川先生に対する『法律時報』誌上の追悼文の中で、「小田海洋法は実は祖川・小田海洋法と呼ばれるべきものである」こと、祖川先生の死は「偉大な父を忽然として失った気持ちだ」と書いておられます。国際司法裁判官に就くより前、小田先生の名を一躍高めた国際司法裁判(オランダVS西独)で不利と見られていた西独の弁護人として勝訴したファサード理論は、お二人で絶えず研鑽したアイディアの成果であること

を、小田先生みずから明らかにしています。  
以上恵まれた4年の学生生活、15年の教授会での同僚と

しての触れ合いなど、東北大学法学部での生活を感謝して私の話を終わります。



# 令和元年度法学部卒業生、

## 大学院修了生に贈る



東北大学法学部同窓会  
秋田支部副支部長

山田 芳浩

(53卒)

・私は、法学部同窓会秋田県支部の副支部長をしており、山田と申します。

毎年1回、同窓会本部から

の関係者においていただいで、秋田在住の同窓生で支部同窓会を行っております。そこで今回の祝辞のお話をいただき、そのご縁で、今回、こうした機会をいただくことになった次第であります。ありがとうございます。

・本日は、法学部ご卒業・

大学院ご修了、おめでとうございます。人生の大きな区切りでもあり、みなさん感無量ではないかと、ご推察いたしております。

これから各方面へ進まれるわけですが、大学でのご経験を糧として、さらに大きく羽ばたいていただきたいと思っております。

・さて、私自身の話で恐縮ですが、昭和48年に角館高校を卒業しましたが、仙台の予備校へ通いまして、翌、昭和

49年念願の法学部に入学しました。この年は、東京にセブンイレブン1号店が新店した年であり、長嶋茂雄が引退した年、8月は三菱重工ビル爆破事件で8人が死亡した年でもありました。

また、何といつても、ブルースリーの映画「燃えよドラゴン」が爆発的にヒットした年であり、それに感化されて少林寺拳法部に入学した者の一人です。今年はその創立50周年とのことで、秋の祝賀会にかけつけたいと思っております。全国的に大学少林寺部員が増えた時期で、今の空手ブームと同じような感じであり、大きな波がきていたと思います。私、お蔭様で今も現役でやっております。

昭和53年に卒業し、秋田県庁に入りました。すでに旧富士銀行に内定していましたが、「ふるさとへの就職」を決めました。今思えば、選択は決して間違いではありませんでした。この県庁生活の中から、3つほど私にとつての貴重な体験談をお話したい

と思います。

○1つは「能代産業廃棄物問題」です。平成10年12月に、いきなりバスケットの町・能代市の山間地帯にあった産廃業者が不渡りをだして倒産し、会社から社長らがいなくなったのです。そうこうしているうちに、場内の処分場の脇から、「緑色の汚水」がにじみだし、住民騒ぎが起きたのです。

当時、私は環境衛生の課長補佐でしたが、部局内で、急遽プロジェクトチームを編成して、地域住民への影響を最少限にいとめるべく、処理工場の24時間監視体制を敷きながら、汚水処理のための工事を予算化・施工、また処分場に山積み放置されたシュレッダーダストなど廃棄物を除去するための「行政代執行」を、初めて県が実行することになったのです。「破産法」を紐解き、「県議会への対応」や、下水道接続のために「能代市との交渉」、「破産財産管理」と何かと大変でした。

○2つ目は、交通政策課長時代の「秋田内陸線」の存続

問題です。今では、台湾からの観光客でにぎわっており、角館から鷹巣までの約50キロの秋田内陸縦貫鉄道ですが、当時は乗客が減ってきて赤字が膨らみ、私が前課長から引き継ぎした際は、廃止の方向に傾いておりました。しかし、「さてよ、果たしてそれでいいのか？」という気持ちの日ごとに強くなったのです。この鉄道は、秋田県の内陸部を縦断する大動脈であり、これをなくしたら県北と県南を行き来するには大きく国道を回り道しなければいけない、大災害でも起きたら一体どうなるのだろうという一抹の不安。県庁前では存続のためデモ行進までおきました。結局、知事と何度も協議を重ね、路線存続の方向となりました。

赤字額は2億円以内であれば県が半分、残りを両市で折半というルールを作り、三者協定にこぎつけることができました。

○3つ目は、記憶に新しいところでは、全国的にも珍しい「クマ事件」です。

私が生活環境部長になった年の4月に、県北部にありました八幡平熊牧場で飼育していた熊が、賢いもので檻の中に積もった雪を伝って檻の外へ逃げ出し、管理人たちを襲い死亡させるといふ事件が起きたのです。すべて射殺してしまえといった声や、反対に、動物を絶対に殺すなどという声、これは世界中の動物愛護団体から陳情書や投書やメールなどかなりの数が知事の元に届きました。

様々検討した結果、北秋田市にもあった熊牧場を、県が財政支援して拡張整備し、そこへ20数頭の熊を移送させる方針を固めたものの、北秋田市との交渉が難航しました。この間約半年はマスコミに追われました。

最終的には市長の同意をとりつけることができ、クマクマ園として整備し、同時に集客事業も予算化できました。熊の生態が近くで観察できますので、ぜひ一度は、見に行ってもらいたいと思います。

・といったようなことなど、

県政の難題のいくつかに直面しました。

私が、ここで言いたいことは、「難しい局面では、いつも同僚にささえられて、乗り越えられた」ということ。「特に一番心強かったのが、実は、東北大学の同窓の仲間たち」でありました。そうした意味でも、この同窓会は大変意義のあるものです。卒業してすぐからお互いが連携しあうことは、そうそうはないでしょう。しかし年を経るごとに思わぬところで結びつきができたり、仲間の力で物事が解決できたりする機会が生まれてきます。多方面に進まれる皆様、幅広い同窓生の輪に加わり、さらにご活躍されますことを心からご期待いたします。本日は誠にありがとうございます。(了)

令和2年の卒業祝賀会は、新型コロナウイルス流行への対応のため、中止のやむなきに至りました。誌面からの祝辞として皆様に届けたいと思います。

## 紛争の解決と民事裁判手続

連載 先生の研究紹介



法学研究科准教授

今津 綾子

(本稿は、令和元年11月6日開催の宮城支部役員幹事懇談会にてお話しした内容に加筆・修正を加えたものです。)

### 1. はじめに

私は、民事訴訟法を専門に研究をしております。

民事訴訟は、私人間の民事上の法的紛争を解決するための手続であると位置づけられているものです。もともと、ここにいう「法的紛争」とは、ある者とある者との間で特定の事柄(権利の所在や法律関係)に対する法的評価に齟齬がある状態を指しております

ので、社会的事象としての「紛争」(もめごと、あらそいごと)とは必ずしも同一ではないと

び執行手続です。

この事案では、一方で漁業者Xが、諫早湾干拓事業を進める国Yに対して、当該事業のためにYが設置した潮受堤防により漁業被害が生じたなどとして、同堤防に設置された排水門を開放せよと求めています。他方で、営農者Zは、国Yに対して、同排水門を開放すると被害が生ずるとして開門しないよう求めています。平成22年、Xを原告、Yを被告とする訴訟において

「Yは排水門を開放し、以後5年にわたって開放を継続せよ」との給付判決があり、これが確定しました(1判決)。他方で、平成25年には、Zを申立人、Yを相手方として「Yは排水門を開放してはならない」旨の仮処分決定がなされました(1決定)。これを受けて、XとZは、それぞれ1判決及び1決定の履行を求め、Yを債務者として間接強制の申立てをするに至りました。

このとき、Yが1判決(開門せよ)と1決定(開門する

いうことになりました。そのことに起因して、民事訴訟(その周辺に位置する民事執行や家事事件を含めて)の手続が当事者に「紛争が解決した」という満足感や達成感を与えることができただかどうか、疑義がないとはいえない事案がしばしば現れてきます。

以下では、近時の判例に現れた二つの事案を紹介しつつ、民事訴訟を通じて紛争解決のあり方についてお話しさせていただきます。

### 2. 諫早湾干拓事業に関するもの

一つ目にご紹介するのは、いわゆる諫早湾干拓事業に関連して生じた一連の訴訟及

な)の双方に同時に従うことは、物理的に不可能です。訴訟法学の観点からは、このような場合にX、Zそれぞれの申立てに対して裁判所がどのように応答するかが大きな関心事でした。

最高裁の判断は、いずれの申立てについても認容し、Yに義務の履行を(履行しない場合は強制金の支払を)命ずる、というものでした。確かにYにとつて1判決と1決定における義務を同時に履行することは不可能であるものの、それぞれの義務はそれ自体としてYの意思のみで履行することができるものである以上、間接強制を命ずることに支障はない、というのがその理由です。

この判断をもって、事件処理は終了しました。しかし、これでX、YおよびZにとつて「紛争は解決した」といえるのでしょうか。裁判所は、Yが排水門を開放すべきなのか、それともすべきでないのかという問題にはならんかといえませんが、Yは、①判決

に従うと②決定に違反したものととしてZに強制金を支払わなければならず、それを回避すべく②決定に従うと今度は①判決に違反したこととなり、やはりXに強制金を支払わなければなりません。

確かに、訴訟法及び執行法の解釈問題としては、XY間の手続とZY間の手続は別個のものであり、それぞれの手続において相互に矛盾のない判断が下される保証はないのですから、この事案におけるように一方ではある給付をせよと命じられ、他方ではそれをするなと命じられること(さらに、それを心理的圧迫のもとで強制されること)も、望ましいとは言わないまでも制度上やむを得ないものとして甘受されます。しかし、当事者(とくにY)にとつては、一連の訴訟手続はおよそ「紛争が解決した」という満足感をもたらすものではないでしょう。

なお、その後の経過についても言及しますと、Yは開門しない(②決定には従うが

①判決には従わない)方針をとり、Xに強制金を支払うとともに、Xを被告として1判決の無力化(手続的には、執行力の排除)を求める新たな訴訟を提起するに至りました(無力化されれば、開門しなくても強制金の支払を免れることができます)。この訴訟に関しては令和元年9月に最高裁で判決が出ていますが、事件は高裁に差し戻されており、最終的な結論に至るまでにはもう少し時間がかかりそうです。

### 3. 子の引渡しに関するもの

二つ目にご紹介するのは、ある夫婦の間で未成年子の引渡しをめぐる生じた一連の家事事件及び執行手続です。

ある夫婦の間には3人の子(長男、次男、長女)がいましたが、ある日夫Yが子らと別居するに至りました。平成29年に家事審判があり、子らの

監護者をXとすること、YはXに子らを引き渡すべきことが命じられ、同年にそれにも

とづく引渡執行がなされました。このとき、次男と長女はXに引き渡されたものの、長男Aは激しく抵抗し、呼吸困難に陥りそうな状況に至ったため、結局引渡しが実現しなまま執行手続は終了しました。Xはさらに裁判所に人身保護請求をおこない、Aの引取りを企図しましたが、Aが裁判官に対して「Yのもとでの生活を続けたい」との意向を表明したこともあってこちらも奏功しませんでした。そこで、Xは、上記家事審判にもとづく間接強制を申し立てたのです。

この事案での学界の問題関心は、Yの義務の履行に際してY以外の者(ここではA)の協力が不可欠であって、しかもその協力を得ることが事実上困難であるとみられる場合に、なおYに対して義務の履行を命ずることができるかという点にありました。

最高裁の判断は、この場合にYに対して義務の履行を(そして履行がない場合に強制金の支払を)命ずるのは過

酷な執行として許されない、というものでした。上に述べたような事案の経過を踏まえると、YがAの心身の負担に配慮しつつ、かつ、AをXに引き渡すためになすべき行為は想定しづらく、そのようなYに心理的圧迫を加えて義務の履行を強いることは許されない、ということです。

これにより、Yは、AをXに引き渡すことなく、強制金の支払を免れうることになりました。もつとも、最高裁は、Xによる間接強制の申立てが権利の濫用として許されないことを明らかにしたにとどまり、先行する家事審判における判断(Aの監護権はXにある)までをも覆したわけではありません。そのため、Aについては、法的にはXに監護されるべきでありながら現実にはYに監護されているという、いわばねじれが生じてしまいました。ここでも、裁判所における事件処理が済んだからといって、XおよびY(さ)らにはA)にとつて「紛争が解決した」とはいいがたい状

況にあるといえましょう。

#### 4. 紛争解決の意義

以上にみたように、法律家の目線では訴訟事件の処理をもって「法的紛争」の解決に至ったと考えるところ、当事者の目線からは（あるいは社会通念に照らせば）「紛争」が解決されたとは考えられない、という事態は往々にして起こります。法律家、とくに研究者は、「法的紛争」をいかに解決するかという点には熱心に取り組む一方、当事者にとって「紛争」の解決がもたらされたかという点には立ち入らない（立ち入ることができない）ものですが、先に紹介した二つの事案などをみますと、私人間の紛争解決という制度目的を標榜する民事訴訟が、当事者にとって使いやすく満足のいく手続となっているのかどうか、心もとなしような気持ちもあります。

社会的対象としての「紛争」は往々にして多面的な対立構造を呈するのに対して、訴訟は原則的に二当事者間の相対的解決を旨としておりますので、手続において「紛争」の実態を反映させにくいのは確かです。また、裁判において争点となるのは当事者が設定した対象物に限定されますので、争点化していない（が、当事者間の交渉ではもはや解決の道筋を見出せないような）事柄について裁判所が進んで解決策を示すようなことは法令違背となり、許されません。解決の対象を特定の「法的紛争」に絞るといふのは手続運営という観点からは合理的な仕組みではあるのですが、それが当事者にとっての紛争解決が必ずしも法的な意味でのそれ（事件処理）に尽きるものではないということを確認しておく必要があるでしょう。

もつとも、こうした感覚は、法律家の中でも実務に携わる方々、あるいは実際に公的機関や企業において日々利用者、顧客等の生の声に接していらつしやる方々において、当然に身につけていらつしやるものかもしれせん。

ただ、私自身が研究において、あるいは学生への教育において、そうした視点を忘れないようにとの自戒を込めて、今

### 会員だより

## 死の権利—尊厳死とは

阿見 孝雄 (S44年卒)

「尊厳死」と「安楽死」は混同されることがいまだにあります。「安楽死」は、もちろん日本では違法です。

では、どのように違うのか。基本に立ち返ると明白です。つまり、「亡くなる(Die)」と「殺す(Kill)」の違いです。誰もがいつかは亡くなります。「亡くなる尊厳死」に問題はありませぬ。日本の緩和ケア病棟やホスピスでの死は「尊厳死」です。責任ある担当医師などが、こう明言しています。

「メント・モリ」「死を想へ」活動

「メント・モリ」「死を想へ」活動は、始めたのが、「日本尊厳死協会」の母体です。現在は、「一般財団法人」で、東京の本部と全国八支部で活動。会員は十一万人弱です。

さて、私は「脱サラ」をして東京から仙台に戻り、企画会社を設立しました。ところが、働き盛りで長期の病気療養の身となります。何とか快癒し、尊敬する元東北大学医学部の先生のお誘いで、当協会東北支部のお手伝いをする事になりました。

さらに、「死」とは、いつ訪れるか分かりません。自分の最期を、あくまで自分らしく、尊厳をもって締めくくるため前もってすべきこととは何なのか。こんな思いから、一九七六（昭和五十一）年、日本で本格的な「死の人権活

動」を始めたのが、「日本尊厳死協会」の母体です。現在は、「一般財団法人」で、東京の本部と全国八支部で活動。会員は十一万人弱です。

では、「尊厳死」とは何なのか。その説明の前に、本人の意思が明白であるか、否かが大事です。「死」を他人が肩代わりなどでできません。人生の最期の締めくくりは、あくまで自分の意思で考え、決めておく。これを、「自己決定権」と呼びます。憲法第十三条の「個人の尊重（尊厳）と幸福追求」の権利に基づくものといえましょう。

訪れるか分かりません。自分の最期を、あくまで自分らしく、尊厳をもって締めくくるため前もってすべきこととは何なのか。こんな思いから、一九七六（昭和五十一）年、日本で本格的な「死の人権活

動」を始めたのが、「日本尊厳死協会」の母体です。現在は、「一般財団法人」で、東京の本部と全国八支部で活動。会員は十一万人弱です。

「尊厳死」であるための三  
大要件

当協会では、入会者の「尊  
厳死の意思」を文書化し、そ  
れを厳重に保存・管理します。  
さらに、受付登録した証の「写  
し」「二通と「会員カード」を  
お渡しします。

では、入会のための文書の  
三大要件を要約し、ご紹介  
しましょう。

一・傷病が、不治で末期のと  
き、単に死期を引き延ばす延  
命措置のお断わり。

二・苦痛を和らげる緩和医療  
を希望。

三・回復不能な遷延性意識障  
害（持続的植物状態）には生  
命維持装置の中止。

以上の内容を、本人の意思  
による署名としての「証明者」  
と「いざという時の代理人」  
を記入。年会費二千元を支払  
えば、入会手続きが終了です。

会員には年四回の「会報」  
が送られ、東北支部では、年  
七回以上の「尊厳死」関連の  
イベントの案内が届き、自由  
に参加できます。本部の「医  
療電話相談」を無料で受けら

れるなどの特典もあります。

もちろん、入会の一歩の魅  
力とは、会員になっていれば、

自分の最期の時に、自分の意  
思に反した単なる延命措置は  
なされない、との保証がほぼ  
確実に得られることです。人  
生の最期への「安心」といえ  
ます。

「リビング・ウイル」あつて  
の「尊厳死」

入会時の文書は「リビング・  
ウイル (Living Will)」とい  
われます。

文字通り、「生きている間  
に発効する遺言書」のことで  
す。普通の「遺言」も、口頭  
や便箋でなく「公正証書」な  
どにしておかなければ、無視  
されるのがオチでしょう。

つまり、当協会の会員にな  
るということは、いわば「遺  
言」の場合の公正証書の役割  
を果たしている、と考えてく  
ださい。

「尊厳死」は、世界や日本  
の医師会で当然とされ、ロー  
マ教皇庁も認めています。と  
ころが、いざという時、後の

悶着を恐れ、医師が逡巡する  
ことが少なくありません。一  
そんなことにならず、最期  
まで、自分らしさを全うする  
ための、もつとも確実に、簡  
便な方法が、当協会の会員と  
なり、家族に文書の内容を伝

# 新元号「令和」に寄せて

滝本幸範 (S42年卒)

平成31年4月1日新元号が  
発表された。「令和」である。

従来の中国古典からの発案で  
はなく国書万葉集に典故典拠  
があるとの報道であつた。

それは、万葉集巻五  
八一五以下に太宰府での天平  
二年正月(新暦二月)の宴で、  
梅と雪の二つの風物詩の取り  
合わせで歌会始があり、そこ

での三十二首の序文からの出  
典で「初春令月 氣淑風和」  
からである。「初春の令月に  
して氣淑く風やわらぎ」と

読み、現代訳「時あたたかも新  
春の好き月 空気が美しく風  
はやわらかにして…」万葉研  
究の第一人者である中西進氏

えておくことです。  
「尊厳死」活動とは、人生  
の最終段階における最大の人  
権活動なのです。  
(日本尊厳死協会  
東北支部 支部長)

の訳です。

この梅花の宴の主催者は  
三十六歌仙の一人大伴家持の  
父であり、太宰府長官の大伴  
の旅人である。参加者は九州・

志岐・対馬の32名の役人であ  
り、間もなく民部卿に栄転し  
た大式紀卿の他五位小野老、  
山上憶良(筑前守)、沙弥満

誓(造観世音寺別当)が含ま  
れ他に医師、神官、陰陽師、  
地方国司次官等でありまし  
た。なお巻五の後段には憶良

の有名な「貧窮問答歌」があ  
り多くの部分を占めている。  
国書万葉集の解釈はそれぞ

や抽象的で、日経の報ずると  
ころによれば海外ニュースで  
の報道にも解釈に差があり、  
英BBCは令をオーダー(命  
令・秩序)とし、米ロイター  
通信はコマンド・オーダーと  
発信しておりましたし、独公  
共テレビZDFも多少解釈に  
差があつたとのこと。そ  
こで内閣に於いて四月三日に  
対外説明を統一、外務省を通  
じて「ビューティフル・ハー  
モニー」(美しい調和)にす  
る方針を決め通達した程であ  
る。私自身は、この巻を読ん  
でロマンチックなニュアンス  
を感じています

富山市中心部の県庁・市  
役所近隣に、高志の国文学  
館があります。この文学館  
は、富山県が越中万葉ゆかり  
の地であることに加え、堀田  
善衛・源氏鶏太・角川源義な  
どの作家を輩出しており且つ  
富山を舞台にして文学作品が  
多数(宮本輝・新田次郎等)

あり、漫画界での藤子不二雄  
あり、漫画界での藤子不二雄  
あり、漫画界での藤子不二雄  
あり、漫画界での藤子不二雄

富山県ゆかりの作家作品を登

富山県ゆかりの作家作品を登

富山県ゆかりの作家作品を登

信する基地として、ふるさと文学を親しく世に知らしめる為に開館されました。折があれば一度尋ねられたらとご推奨いたします。万葉に繋がる縁で奈良県立万葉館長の中西進氏を館長（併任）に招聘しております。私もここを訪れて、女子学芸員に面談して「令和」についてお尋ねしてみましたが、期待したような明快な答えはなく、令和に関する報道資料を頂くにとどまりました。

最後に、富山へ行かれるに際してカミオカンデについて一言。  
富山駅前より県境を越えた岐阜県神岡町へバスが一日数本あり、町立カミオカンデ館が町営「道の駅」と同居しています。昔、イタイイタイ病を招いた企業が一躍、一流近代研究施設へと変貌したことは地元町民の誇りです。研究施設の性格上一般人への公開は限られております。本館は旧鉱山側にあり年末月に一回しか開放していないので勧められるまま道の駅へ

行きました。神通川沿いの国道は快適であり、二〇〇二年及び二〇一五年に受賞されたノーベル賞学者小柴昌俊・堀田高章氏の記念碑に迎えられてスパーカミオカンデの常設研究モデル施設を見学しました。内容的には一九八七年超新星爆発から放出されたニュートリノをカミオカンデ検出器で世界初検出されたことが評価され映像で分かりやすく説明されております。雪解水が豊富で地下千メートルに巨大空間を掘削、優れた技術を持つ企業（旧神岡鉱業、現三井金属工業）の地に建設できたことが立地条件にも恵まれたことと共に実現できたものです。訪れるチャンスがあれば是非訪ねてください。損はありません。

「参考」万葉集卷五 梅花三十二首の序文

天平二年正月十三日に、師の老の宅に萃まりて、宴會を申さき。時に、初春の令月にして、氣淑く風和ぎ、梅は鏡前の粉を披き、蘭は珮後の香を薫す。加以、曙の嶺に

雲移り、松は羅を掛けて蓋を傾け、夕の岫に霧結び、鳥は穀に封めらえて林に迷ふ。庭には新蝶舞ひ、空には故鷹歸る。是に天を蓋とし地を座とし、膝を促け觸を飛ばす。言を一室の裏に忘れ、衿を煙霞の外に開く。淡然に自ら

温故知新

法律を学んだ頃のこと

東北大学名誉教授

木村 亀 二（故人）

故にし、快然に自ら足る。若し翰苑あらぬときには、何を以ちてか情を撫べむ。請ふ落梅の篇を紀さむ。古と今と夫れ何そ異ならむ。園の梅を賦して聊かに短詠を成す宣し。

わたしが法律を学んだのは大正の中頃である。なぜ法学を勉強しようとしたかという動機は別になかった。わたくしは、むしろ、哲学か文学をやりたいと考えていたし、もっと最初は画家になりたいと考えていた。だから、法学を勉強するに至ったのは全く偶然であつたので、今考えてみると、はなはだ無自覚な出發だつたと恥ずかしく思っている。

東大の法学部にはいったの

学も同じ流れに属するラートブルッフやラスクの法律学であつた。

大学を卒業すると同時に東大法学部の助手に採用せられ、法哲学を専攻し、大正十二年の末から文部省在外研究員として、英独仏に法哲学研究のために派遣せられ、ほとんど二年間をフランスに滞在し、フランス法思想を研究した。大正十五年（昭和元年）五月に帰朝し、同時に九州帝大法文学部の法理学講座担当の教授に任ぜられた。刑法を専門的に研究するようになったのは九大をやめてからである。爾来、もちろん、法哲学の研究は決してやめたわけではないが、もっぱら刑事法に没頭して今日に至っている。東北帝大法文学部に来たのは昭和十一年四月で、この三月には二十五年になり、定年退官ということになる。大学に入学して法学を勉強したところから数えると四十何年ということになり、結局、一生を法学研究に捧げたというわけである。

そのようなわけで、わたしが法律を学んだころのことが顧みると実に遠い昔のことである。当時は第一次大戦の後で、まだ、我が国の資本主義は上昇期にあり、世の中は、例えば大正七年の有名な米騒動などがあつたにはあつた。学生生活も今と比べるといろいろな好条件に恵まれていた。例えば、卒業後の就職難ということとはほとんどなく、特に、法学部の卒業生が判検事はもちろん弁護士になるには何の試験も要せず、卒業すれば当然資格があることになつていた。ただ行政官になるには高文の試験を及第しなければならなかつたが、

会社、銀行などの入社は実に楽なものであつた。だから、当時の学生は就職など念頭におかずに、学生生活を自由に、そして、いわば安楽に過ごすことができた。こんな時代はもう再び来ないと思うし、又、我々の時代で最後に近かつたのではないかと思う。だから、われわれの学生時代の学生生活のことを書いても今の学生

諸君には何の参考にもならないだろう。 それでは、法学の状態はどうであつたかというところ、今日の水準に比較すると必ずしも低くなかつたというわけでは決していないが、参考にする哲学や論文は非常に少なかつたと思う。そして、それと同時に法学の哲学や論文は濁点も句読点もない片仮名、文語体で書かれたものばかりで、無味乾燥という一句でつきたといひゆる。のみならず、法学と他の社会科学との関係について論究したものはほとんどなく、いわば法律一点ばりで、若い者には仲々近づきにくいという感が深かつた。それと比較すると、今日では法学と哲学、社会学、経済学等との関係を論じたものも多く、又、法学内部においても入門書や概論も多く、判例の解説や思想史なども懇切なものがあり、法学は親しみやすいものとなり、内容豊富であり、味のある学問になつたといひゆると思う。その意味で、今日の学生諸君は恵まれた学問的

環境の下にあるといひゆるだろう。だから、勉強しようと思えばどのようにでも深く進むことができるという幸運の下にあると思う。 ただ法律というものは、われわれの日常生活と密接な関係にあるものであるが、若い学生諸君の生活から見ると日常体験の世界と若干距離のある対象であり、又、法学には法学特有の考え方とか方法論があるから、独り勉強をやるに却つて解らなくなつたり、誤つた先入見を持つようになり、危険があると思う。だから、大学生活では、やはり、専門課程にはいつてから講義をよく聴いて法律的な物の考え方の素地を作つてから、本当に深く研究することにし、教養課程では何といつても広くかつ深い教養を身につけることに専心する方が得策であると思う。例えば歴史とか政治とか文学とか、社会思想を十分身につけて、視野を広くし、根底を深くしておくべきだと思ひゆる。そのためには一か国語でもよいから外国語を十分読みこなせるようになっておくのもぜひ必要だと思ひゆる。法律は人間関係の学問であるから、法律を学び研究するには人間として広く自らを高め高めることは根本だと思ひゆる。

木村名誉教授は昭和11年から36年定年退官まで本学刑法学講座を担当されました。そのお人柄は本号掲載の樋口先生講演に紹介されておりますので、併せてお読みください。この原稿は昭35丁生が作った「暁光」第1号（昭36発行）に寄稿されました。



## 本部だより

### 「令和1年度収支決算（案）」と「令和2年度予算（案）」

#### ★収入の部

（-）は収入の減少

単位：円

項 目	令和1年度予算	同左決算	予算対比	令和2年度予算
1) 会費等	4,900,000	5,190,500	290,500	5,200,000 (年会費・一般会員および新入生会員)
2) 利息	675	644	-31	675 (実績勘案)
3) 広告料	0	0	0	0
4) 雑収入・その他	85,000	63,980	-21,020	30,000 (名簿販売代金および寄付金等)
合 計	4,985,675	5,255,124	269,449	5,230,675

#### ★支出の部

（-）は収入の減少

単位：円

項 目	令和1年度予算	同左決算	予算対比	令和2年度予算
1) 会議等	80,000	94,130	14,130	100,000 (昨年実績並み)
2) 事業費 (会報発行ほか)	1,250,000	1,123,603	-126,397	800,000 (会報作製費・賛助金等)
3) 事務費 (旅費・人件費等)	2,810,000	2,610,624	-199,376	3,340,000 (旅費増額・データ管理費・コンビニ手数料)
4) 通信費 (郵送料ほか)	710,000	778,019	68,019	560,000 (会報郵送部数減少)
5) 振替手数料	210,000	257,364	47,364	150,000 (手数料値上げを含む)
合 計	5,060,000	4,863,740	-196,260	4,950,000

#### ★収支差額の部

単位：円

項 目	令和1年度予算	同左決算	予算対比	令和2年度予算
1) 収支差益	-74,325	391,384	(増加)465,709	280,675
2) 前期繰越金	20,498,827	-	-	20,890,211
3) 次期繰越金	-	20,890,211		21,170,886 (見込み)

※決算案・予算案は、理事会・総会の承認をもって正式決定されます。

## (1) 令和1年度収支決算（案）と令和2年度予算（案）

### 1. 会費納入額の上昇 — 3年ぶりに収支プラス実現

昨年度までの会費伸び悩みに対する危機感を皆さんで共有いただいた結果、今年度通常会費収入予算 360 万円（納入者 1200 名予定）を大幅に上回ることができました。これは平成 28 年度以来 3 年ぶりのことです。一方で年度後半に事情によって会合・イベントが中止されたために、旅費を含めて支出されなかったものがあり、全体として支出が予算以下に収まりました。このために、3 年ぶり多額の収支プラス差額を計上し、落ち込みかけていた財政基盤を少し立て直すことができました。会員皆様のご理解とご協力で深く感謝申し上げます。

また今年度の特徴として、従来会費納入の中心だった S30 年代の先輩卒業生の割合が少し減って 50 年代以降の皆さんの納入が増えたことです。これも初めてのことで、同窓会活動を支える世代が新しくなりつつあることは、本当に心強い限りです。新年度におきましても平成前半卒業の皆さんを中心に一層のご協力をいただき、東北大学法学部同窓会を大いに盛り上げていただいようお願いいたします。なお、今年度も 2 名と 1 同期会からご寄付を頂戴いたしました。お一人はここ数年続けて頂戴しており、お一人は少しでも役立てばと言葉を添えられ、S30 関東同期会からは会に参加された方から集めてのご寄付でした。ありがとうございました。

### 2. 令和2年度の予算について — データ管理費・会報の部数減少・コンビニ集金実施

従来会報・名簿作成を委託していた「廣済堂」が仙台の当該事業部門を廃止したことに伴い新たに「株式会社サラト」を選定しました。このため、データ移管・管理をはじめとする立ち上がりの作業とコンビニ対応等に経

費が必要となり、新たな項目を設定し、「データ管理費」「コンビニ手数料等」で合計 42 万円を計上いたしました。(上表「事務費」の増加)(ただし、「データ管理費」の中の初期データ構築費用と 10 年間の会費納入管理費用はうち 20 万円ほどが初年度のみを経費であって次年度以降は負担が大幅に軽減されます。)

一方で会報の作製費と郵送費が、「発行部数の縮小」(9800 部→6000 部)と「作製費用の見直し」によって従来よりも大幅に軽減されることになりました。このため、新規経費の計上にもかかわらず支出全体の規模は従来とほとんど変わりがありません。新規に立ち上げる事務システム、集金システムが今後同窓会運営の基礎となりますので、今年度はそれらの円滑な運営を実現し、財政基盤の一層の強化につなげたいと思います。なお、会長や大学の先生方に全国各支部にご出向いただいて会員の皆さんに最近の大学の様子を感じ取っていただけるよう、今年度は旅費予算を増やすことにいたしました。また、若い会員の方々が同窓会に何を期待するかなどの意識を把握し今後の運営に反映してゆくために、調査費用を雑費の中に計上いたしました。

会費につきましては、新たなコンビニ集金を大いに活用願うこととし、通常会員納入 1300 名を再度掲げて引き続き増収を実現したいと思います。会員の皆様のご協力を重ねてお願いいたします。

## (2) 令和 2 年度法学部同窓会行事予定

令和 2 年		日時未定	秋田支部総会 (ルポールみずほ)
4 月 24 日	学術振興基金ヒアリング (法学部小会議室) <b>中止</b>	8 月 28 日	北海道支部総会
	同 第 1 回運営委員会 (北門会館エスパス) <b>書面審議</b>		(ピアケラー札幌開拓使サッポロファクトリー)
5 月 15 日	東海支部総会 <b>中止</b>	9 月 5 日	新潟支部総会 (新潟グランドホテル)
	(名古屋キャッスルプラザホテル)	9 月 18 日	大阪支部総会 (大阪倶楽部)
5 月 29 日	会報第 47 号発行	同	法科大学院部会総会
6 月 4 日	監査会議 (法学部小会議室)		(片平エクステンション教育研究棟)
6 月 13 日	広島支部総会 (メルパルク広島) <b>中止</b>	9 月 23 日	第 2 回運営委員会 (北門会館エスパス)
6 月 20 日	理事会 (片平エクステンション教育研究棟) <b>書面審議</b>	日時未定	東北芝蘭会 (ホテル法華クラブ仙台)
7 月 1 日	学術振興基金理事会 (法学部小会議室)	10 月 30 日	福島支部総会 (杉妻会館)
7 月 4 日	同窓会総会・東京支部会総会 <b>中止</b>	令和 3 年	
	(サビアタワーステーションカンファレンス東京)	1 月 22 日	第 3 回運営委員会 (北門会館エスパス)
7 月 10 日	宮城支部総会 (ホテル法華クラブ仙台) <b>中止</b>	3 月 25 日	法学部卒業祝賀会 (ホテル法華クラブ仙台)
7 月 13 日	学術振興基金採択連絡会 (法学部小会議室)		
7 月 17 日	岩手支部総会		
	(ホテルメトロポリタン盛岡ニューウイング)		

## (3) 同窓会学術振興基金 (理事長蘆立教授)

平成 12 年の基金創設以来 19 年が経過しました。令和元年度は前年同様、研究院生の「東北法学」刊行会と無料法律相談所をはじめとする学生自主ゼミ 7 団体並びに海外大学との交流ゼミに合計 656,600 円の支援を行いました。従来に比較すると金額が大きく減少していますが、これは前年活動との見合いで法社会学研究会への今年度の支給を見送ったことと萩法研究会から大学予算措置との絡みで辞退があったためです。

「東北法学」刊行会では 15 万円の助成により紀要第 52 号を昨年 9 月に刊行し、引き続き第 53 号の編集を行いました。学生自主ゼミでは無料法律相談所 11 万円、模擬裁判実行委員会 9 万円、NEGOISITIC! 8.5 万円、倶楽部国際法 8 万円、仙台模擬国連 5 万円、公共政策研究会 2.5 万円の助成を行いました。それぞれの活動については自主ゼミたよりをご覧ください。加えて米国ノースイースタン大学との共同開講授業「震災と復興」のフィールドトリップへの助成を 66,600 円支給しました。本基金では今年度も新たな助成対象を拡大して支援の輪を広げていく予定でおります。なお本年 3 月末での基金残高は 11,255,733 円となっております。

## (4) 同窓会費の納入方法

**9月末までの会費納入：コンビニ・郵便局いずれでも可能です。**

ただしコンビニご利用で登録住所に変更のある方はお手数ではございますが別途同窓会ホームページでの変更届あるいは同窓会事務局宛のメール・葉書・電話等に変更情報をお知らせください。次年度からの会報を新住所にお届けします。

**10月以降の会費納入：従来同様郵便局よりお振込みください。**

従来の会費納入状況を見ますと会報での振込依頼後3カ月以内にその年度の会費の8割以上が納入されています。そこでコンビニ利用振り込みを9月末までとして無駄なシステム維持費を抑え、10月以降に納入される方には従来同様郵便局による振り込みをお願いいたします。

## (5) 中善並木桜植替え基金賛助のお願い

中善並木は昭和35年入学の皆さんの法一亭収益金と諸先輩の方々の応援を得て昭和40年に設置した並木で、爾來毎年美しい桜並木となり学生・市民の憩いの場所となっています。会報第41号でお知らせしましたが現在の並木は国立大学法人化後仙台市に譲渡されています。6年前に老木化に伴い6本の植替えを行いました。その折は並木設置にゆかりの深い林屋名誉教授(故人)及び三原弁護士(S40卒)からのご寄付で費用を賄いました。ご承知の通りソメイヨシノはクローン種のため寿命が50年余と言われ、植栽維持の状況にもよりますが、老木化が進行しており現在2本が枯れ死に、一本の植替えに10数万円を要するため、仙台市としては限られた予算のなかでは伐採するだけとの意向です。伐採を放置すれば将来中善並木は名称・石碑だけが残ることになります。毎年の法学部案内にも紹介されるこの桜並木を末永く維持するため、中川先生にゆかりの深い昭和年代の卒業生を中心に、年代を越えて同窓会員の皆様のお力添えを頂き、必要な植替えをスムーズに行えるようにしたいと思います。

ご賛同いただける方は下記ゆうちょ口座または事務局への郵送でご厚志をお寄せくださるようお願いいたします。その際振込用紙に中善並木桜植替え基金である旨を書き添えてください。一先ず目安として一口一万円としますが、金額の多寡にかかわらず多くの皆様からのご助力をお願いいたします。基金に残金が生じる場合は時期をみて同窓会運営金に繰り入れたく考えております。

**ゆうちょ振込口座：仙台 02270-7-2999 東北大学法学部同窓会**

**〒980-8576 仙台市青葉区川内27-1 東北大学法学部同窓会事務局**

### [会員の皆様へのお願い]

- 1、年会費(3000円)の振込は忘れないで 前払の学生・特別会員を除く全員
- 2、「特別寄付金」の受付は、何時でもOKです 卒業念・氏名・特別寄付金であることを明記願います
- 3、住所変更・死亡通知などは、出来るだけ早く

本部事務局にて、原則として月・水・金の午前中受付(TEL・FAX・メールいずれでもOK)

- 4、同窓会の役員になり、積極的に協力を 本部・支部・同期会・各種グループを問わない
- 5、同期会開催時は会報に投稿を (FAX/メールいずれでもOK)

FAX 022-795-6181 及び

メール dosokai@alumni.law.tohoku.ac.jp

## 令和元年度卒業生進路状況

今年の卒業生の進路状況を法学部教務係と専門職大学院教務係で取りまとめ提供いただきました。今年度は年度末を控えて新型コロナウイルス対応のため学生との接触が制限される中での作業となり学部卒及び研究科関係データが最終確定に至っておりません。最終確定情報は追って同窓会 HP に掲載することとします。卒業生は学部生で 162 名です。大学院修了者は法学研究科前期で 4 名、後期で 1 名、法科大学院で 22 名、公共政策大学院で 19 名です。合わせて 208 名が新たな道へと巣立ちました。

専門職大学院関係行き先：農林水産省、防衛省陸上自衛隊、独立行政法人中小企業基盤整備機構、(株)ゆうちょ銀行、宮城県、仙台市、仙台市議会議員、(財)仙台ひと・まち交流財団、岩手労働局、郡山市役所、東京都、(株)レスキューナウ コンテンツ、(株)KSK、ジャパニリニューアブルエナジー(株)、パシフィックコンサルタンツ(株)、(株)ニトリ、公務員試験受験、司法試験受験。

## 総会審議事項資料

総会開催が難しいので、総会審議議案を掲載します。恐縮ですが提案内容でご了承のほどお願いいたします。

### ◆令和元年度決算案及び令和 2 年度予算案・・・本部だより (1) 掲載

### ◆令和 2 年度同窓会運営方針案

#### 1. 同窓会運営基盤の強化

- 1) 業務委託の円滑な実施⇒新規委託切替え状況をフォローし必要な改善策を図る。
- 2) 会費納入の確保⇒コンビニ振込及びゆうちょ振込の状況フォロー。HP や支部会合等で会報送付停止についての周知徹底と会費納入への協力要請を働きかける。
- 3) 支部活動の活性化⇒配布資料を整備して学内及び同窓会各支部間の情報共有を進める。支部総会への会長参加機会を増やす (東京・岩手・新潟・大阪・福島を予定)。山形に関しては組織再編への働きかけを継続する。
- 4) 同期会の活性化⇒区切りの好い年次 (卒業後 10 年・20 年・30 年等) での開催を「萩丸」を利用して働きかける。
- 5) 同窓会へのイメージ把握⇒学年幹事・自主ゼミ代表等に同窓会に期待することについての意識調査を行う。
- 6) 同窓会記録の整備⇒記念誌発行以降の活動データの整備保存を継続する。
- 7) 「会報」第 47 号の発行⇒5 月末完成目標に作業を進める。今年より配布部数を削減し経費節減に資する。
- 8) ホームページの充実⇒情報のアップデート化をきめ細かく行う。

#### 2. 行事企画

- 1) 新入生歓迎 法祭大 (4.16 中止)
- 2) 本部行事 監査会議 (6.4) 理事会 (6.20 書面審議) 総会 (7.4 書面審議)
- 3) 運営委員会 (第 1 回 4.24 書面審議 第 2 回 9.23 第 3 回 R3.1.22)
- 4) 支部総会 (東海 5.15 中止 広島 6.13 中止 東京 7.4 中止 宮城 7.10 中止 岩手 7.17 北海道 8.28 新潟 9.5 大阪 9.18 法科大学院 9.18 福島 10.30 青森・秋田・山形日程未定)
- 5) 学術振興基金 (ヒアリング 4.24 中止 理事会 7.1 書面審議 採択連絡会 7.13)
- 6) 卒業祝賀会 R3.3,25

#### 3. その他

- 1) 萩友会⇒本部社会連携推進室との連携をとり活動活性化を図る。
- 2) 学術振興基金⇒各グループの実情を把握しよりきめ細かな支援を行う。

3) 事務局後継者の模索を継続する。

#### ◆同窓会役員改選について

役員改選期にあたり下記役員の更新選任を提案します。

任期は令和4年総会終了までとなります。なお、任期途中で役員の交代があった場合は後任者が前任者の残り期間を引き継ぐものとします。

改選役員案（☆は新任）

会 長 成瀬幸典 (H4) (R3.3 迄・その後後任研究科長が引き継ぐ)  
副会長 高橋宏明 (S38) 清野智 (S45)  
監 事 網塚忠優 (S45) 佐竹勤 (S50) ☆鈴木勇 (S52)  
理 事 (北海道) 新田義英 (S46) (青森) 佐々木透 (S38) (秋田) 佐藤博身 (S41)  
(岩手) 廣田淳 (S50) (宮城) 高橋宏明 (S38) 酒井昌弘 (S43)  
(山形) 長澤好光 (S46) (福島) 松本友作 (S47) (新潟) 武石宜夫 (S48)  
(東京) 清野智 (S45) 澤田淳 (S45) (東海) 近藤淳一 (S39)  
(大阪) 藤田勝利 (S42) ☆(広島) 稲田英明 (S47) (法科大学院) 相澤央敏 (H12)  
(事務局) 清水廣行 (S39) 岡崎隆一 (S42) (幹事長) 木戸龍輔 (法学部事務長)

## 新型コロナウイルス対応へのお見舞い

この度の新型コロナウイルス対応では同窓会活動にとっても大きな制約となりました。各種活動が中止され、会員の皆様と直接お目にかかる機会が無くなっておりませんが、皆様には日常生活に注意しながらお健やかに過ごしのことと思います。本会誌を手にされる頃もまだまだ予断を許さない状況ではないかと考えております。幸い直接に会員が罹患したとの情報もありませんが、日常生活のご不便さは等しく共有しておりますので、会員の皆様には心よりのお見舞いを申し上げます。



## 自主ゼミだより

法学部学生自主ゼミの活動を周知するための頁です。現役学生の皆さんの活動状況をご覧いただき、かつてこれらのゼミに所属して活躍された会員の方々はもとより同窓会員の皆様から後輩への助言・支援をよろしくお願いたします。新型コロナウイルス対応のため当面の自主ゼミ活動が停止されました。したがって1年生メンバー数が確定されていません。確定人数は後刻同窓会 HP に掲載します。

### ○無料法律相談所 (代表 4年 佐々木邦夫)

#### 【メンバー】

・4年生 25人・3年生 20人・2年生 42人

#### 【活動内容】

平日10:30～14:30、土曜13:00～15:00の時間に市民の方から電話で相談内容を伺い、毎週土曜日に法学部棟にて回答を行っております。また、前年度に引き続きメールによる相談受付も行っております。

#### 【活動日程】

4月11・18・25日

5月9・23・30日

6月6・13・20・27日

7月4・11・18・25日

夏季出張相談：9月中旬（福島県会津若松市を予定）

#### 【先輩へのメッセージ】

皆様の温かいご支援を賜り、今期で創立92年を迎えることができました。心より感謝申し上げます。今期は広報活動により一層力を入れることで、一人でも多くの方に相談所を利用していただけるよう努めてまいります。また、組織内の制度を改善していくことで効率的な運営や質の高い回答ができるよう、所員一同新所長坂田先生と共に取り組む所存です。

これからも市民の皆様のお力になれるよう精進してまいります。今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

### ○東北大学模擬裁判実行委員会 (代表 3年 由井智樹)

・年次別人員数：法学部 3年・16名 2年・11名 1年・未定

・活動内容：今年は「少年犯罪」をテーマとして取り上げて、裁判劇を行います。

・活動日程：10月10日(土)、11日(日)に東北大学百周年記念会館川内萩ホールで公演します。

・先輩へのメッセージ：先輩方の温かいご支援を賜り、私たち東北大学模擬裁判実行委員会の活動も今年で69年目を迎えることが出来ました。心より感謝申し上げます。

今年は「少年犯罪」を取り上げ、近年の少年犯罪の特徴やそれを取り巻く法制度の状況について一般市民の皆様を知り、考えていただくことを目標としております。近況は随時SNSやホームページにて報告致しますので、是非そちらもご覧下さい。今後ともどうぞよろしくお願い致します。

### ○法社会学研究会 (代表 3年 佐藤優樹)

メンバー数 (現状)

4年生 2人 3年生 2人 2年生 1人

#### 活動内容

法社会学は、現行の法や政策が実社会でどのように機能し、またどのような課題を有するかを検討し、その解決方法を見出すことを目的としています。当研究会では、法制度と実社会との関係における課題の「発見」に主たる目的を置き、その手段として学生によるディスカッションや、企業や官公庁等へのフィールドワークを行なっています。ディスカッションという形式を取ることで、多様な意見を募ることができ、また各セメスターのまとめとしてフィールドワークを行うことで、制度や政策が社会に及ぼす影響についてより具体的に学ぶことができているかと思えます。

#### 活動日程

週一回の通常活動 (ディスカッション)、各セメスターで一回ずつフィールドワークを行なっています。

先輩方へ

いつも多大なる御支援を賜り、ありがとうございます。当研究会は、数ある自主ゼミの中でも規模が小さく、活動範囲がやや限られてしまっているという課題を抱えています。しかし昨年度も、今いるメンバーの中で、会の目的達成のために充実した活動を行うことができたのではないかと考えています。今年度は新メンバーを増やし、より活発な議論、活動ができればと思います。今後ともどうぞよろしくお願い致します。

○**倶楽部国際法** (代表 2年 山口将平)

- ・メンバー：3年生11名 2年生19名 1年生未定
- ・活動内容：国際法模擬裁判大会での優勝を目指し、国際法の学習を深めてより精緻な主張の構成及び弁論を行うため活動しております。
- ・活動日程：7月初旬と2月下旬に行われる国際法模擬裁判大会に向けて、4～6月、10～2月に主張論の作成、弁論練習を行っていきます。
- ・先輩へのメッセージ：今年の目標は夏大会での優勝を果たし再び日本一の座につくことでしたが、今年度はコロナの影響で夏大会が中止となりました。代わりに過去の夏大会の問題を活用しながら日々の活動を続け、冬大会に照準を切り替え、これに向け私たちは精一杯活動していきます。この目標の達成のためには先輩方のご支援ご協力が必要となります。昨年度のご支援ご協力を感謝するとともに、本年度もご指導ご協力等どうぞよろしくお願い致します。

○**NEGOISITIC!** (代表 2年 石原圭介)

- ・メンバー：
- ・活動内容：例年11月に開催される大学対抗コンペティションに出場しています。大会期間外は校内練習試合や他大学との交流試合を通して仲裁、交渉のスキルアップを図っています。
- ・活動日程：2月校内練習試合とその準備、4月新歓、4月末～5月対外仲裁しいとその準備、1セメ中い年生向け交渉練習、7月～8月対外交流試合(予定)とその準備、10月～11月大学対抗コンペティションとその準備
- ・先輩へのメッセージ：平素より先輩方のご尽力を賜り、心より感謝申し上げます。大会での入賞を目指して日々精進してまいりますので、今後ともお力添えを頂けると幸いです。よろしくお願いいたします。

○**仙台模擬国連** (代表 2年 鮎山翔太)

- ・メンバー：2年生8名 1年生未定
- ・活動内容：国際問題を議題に取り上げ、それについての国連総会のシミュレーションを行い、国際問題に対する理解を深めています。
- ・活動日程：6月に前期会議、11月から12月にかけて後期会議、3月に春合宿を行っています。東北地区の高等学校等で行っている模擬国連活動などに赴き、活動をサポートしています。
- ・先輩方へのメッセージ：日々、わたしたち仙台模擬国連のメンバーが国際問題への理解を深めるべく活動することができているのは、ひとえに諸先輩方のご支援の賜物です。深く感謝申し上げます。諸先輩方への感謝の心を持ち続け、今年度も議論を通して国際問題への理解を深め、社会から必要とされる人材となるべく、誠心誠意、努力いたしますとともに、中高生の模擬国連活動のサポートなどの社会貢献に努めます。今後ともよろしくお願い申し上げます。

○**公共政策研究会** (代表 2年 松下昇平)

- ・メンバー：
- ・活動内容：現代社会の諸問題について、メンバー相互でディベート、政策提言を行います。また、昨年度は仙台市議会議員の方をお招きして、待機児童問題についてより深い議論を行いました。
- ・活動日程：週1回前期・後期合計で30回程度の通常活動
- ・先輩へのメッセージ：先輩方からのご支援のおかげで、昨年度も通常活動や特別活動など多くの活動を行い、社会について知見を深める機会を持つことができました。厚く御礼申し上げます。今年度も様々な社会問題について活発に議論し、理解を深めたいと思っております。今後ともよろしくお願いいたします。

# 支部だより

## 北海道支部

西澤 香衣

北海道支部では、令和元年8月23日に札幌市中央区のビ  
アケラー札幌開拓使にて令和

元年度総会を開催いたしました。  
当日は、同窓会本部より清

水事務局長にご参加いただき、支部からは新田支部長（S  
46卒）以下22名、総勢23名で

の会となりました。

西澤事務局

員（H4卒）の

司会により、総

会で会計報告が

された後、新田

支部長および清

水事務局長のご

挨拶と武田さん

（S42卒）の乾

杯により、ビー

ル会が開始され

ました。

例年同様に同

窓会本部および

学生会からの資

料が配布され、

清水事務局長か

らご説明があつ



たほか、参加いただいた会員  
のみなさまからは、一言ずつ  
近況報告がなされました。若  
手会員からはプロポーズ報告  
やお子さんの報告があり、親  
目線での温かい拍手が巻き起  
こっていました。

最後は、遠く広島からご参  
加の沖原さん（S46卒）に締  
めの乾杯をお願いし、全員で  
記念撮影をして盛会のうちに  
終了いたしました。

今年は、初参加の方がいな  
かったものの、数年ぶりに  
参加の方もあり、毎年20名以  
上の会員に出席いただしてい  
ます。北海道では決して多く  
はない同窓会員が接点を持つ  
ことが出来る貴重な機会とし  
て、引き続き会員拡大に努め  
てまいります。

今回は、令和2年8月28  
日（金）18時から札幌市中央  
区のビアケラー札幌開拓使で  
開催いたします（元年度と同  
じ場所です）。会員のみなさ  
まのご参加をお待ちすると  
もに、お近くに同窓生の方が  
いらつしやいましたら、ぜひ  
ご紹介くださいますようお願い

いたします。萩友会の北海  
道支部との連携もありますの  
で、北海道在住の方はぜひお  
気軽にご参加ください。一度  
ご参加いただければ、この会  
のよさを実感いただけるもの  
と思います。

これまで何回もご出席いた  
だいていました名取さん（S  
31卒）、鈴木さん（S31卒）  
がお亡くなりになりました。  
お二人ともいつもお元気な、  
本会の常連さんでした。この  
場をお借りしまして、謹んで  
お悔やみ申し上げます。

（北海道支部事務局  
西澤香衣 平成4年卒）

## 岩手支部

### 「令和元年度岩手支部 総会開催される」

前田 敬之

令和元年度岩手支部総会  
は、令和元年7月19日（金）  
午後6時からホテルメトロポ  
リタン盛岡ニューウイングに  
おいて開催された。当日は22  
人の会員の参加が得られたほ  
か、同窓会本部から来賓とし

て成瀬幸典同窓会長（法学部  
長）、清水廣行事務局長をお  
迎えし、盛大な総会・懇親会  
となった。

総会では、廣田淳支部長（S  
50年卒）の挨拶に続き、議  
事では平成30年度決算を承認  
し、つつがなく閉会した。そ  
の後、恒例の集合写真を撮影  
し、お待ちかねの懇親会と  
なった。

懇親会では、川村登顧問（S  
28年新卒）の乾杯の後、成瀬  
同窓会長から、法学部・法科  
大学院の最近の動向などに  
ついて、清水事務局長からは同  
窓会の最近の動向などにつ  
いて、興味深いお話をいただ  
いた。続いて、各自の近況報告  
を卒業年次の若い順に行い、  
終始和気藹々とした雰囲気  
で進行した。

県内各界において幹部・中  
堅職員として活躍中の会員か  
らは、自己紹介や近況報告が  
あり、また、年配会員からは、  
仕事に、余暇活動に、それぞ  
れの立場で活躍していること  
が伝わってきた。このように、  
現職、年配会員双方から、意

義深い話が聞けるのが、当会の特長と再認識したところである。

近年の総会出席者は、特に若手職員が少ない傾向が続いているが、県外からの転勤やUターン等による新会員情報掘り起こしにも力を入れてきている。今回は2名が初参加となり、毎年欠かさず参加している先輩方との貴重な交流の機会となったことは喜ばしいところである。今後とも工夫を凝らし、より多くの会員の総会への出席を確保するなど、産業・金融・学術・法曹・公務等の各分野や各世代



の交流の場となっている支部の発展を心がけたいと思っている。

石堂副支部長の中締めでお開きとなったが、懇親会終了後、満足気に会場を後にする大先輩方の姿を見るにつけ、毎年度欠くことなく開催している総会・懇親会での楽しい再会を心に期したところである。(H5年卒、岩手支部 事務局長 前田 敬之)

### 秋田支部

#### 令和元年度

#### 秋田支部総会開催

佐藤 博 身

秋田支部の総会は毎年夏に開催することを慣例としている。令和元年度も7月26日秋田県庁裏の県職員互助会施設ルポールみずほで開催された。

この度は、佐竹敬久知事(昭和46年工卒、県職員OB)が欠席のためか出席率が悪く、17名の参加に留まった。同窓会本部からは、教授陣の出席

はなく、事務局長の清水廣行氏(昭和39年卒)のご臨席を頂いた。

総会では、佐藤博身支部長(昭和41年卒)から開会あいさつで、本部理事会の情報から他県支部の概況の報告があった後、清水事務局長から法学部の現況について説明があった。総会の議事は、例年のごとく極めて迅速に進められ、終了した。



懇親会は、顧問の嵯峨正博氏(昭和31年卒)の乾杯の発声で開宴となった。宴は。久々の女性会員の出席があったためか大いに盛り上がった。宴後半になり、資金不足が明らかになり、例年の通り募金箱が回された。

終宴後、ほとんどの参加者が二次会に流れ、マイクを握った。清水局長は相変わらずの美声であった。(佐藤博身、秋田支部長)

### 宮城支部

酒井 昌 弘

一 令和元年本部支部合同総会を開催

七月十二日、ホテル法華クラブで開催、総数49名の会員が参加しました。令和時代の幕開けとなる記念すべき合同総会でしたが、誠に残念ながら前回に比べ参加者数がかなり減少したのは大きな反省点となりました。劈頭、成瀬幸典新同窓会長が開会の挨拶をされ、「最近の傾向として、経済学部より法学部が不人気

になってきている。これは全国的な傾向で国立九大学の法学部の会合でも問題になった。法科大学院に関連する動きが影響しているかもしれないが、法学部出身はつぶしがきくということをもっと一般に広くPRしていく必要がある。」とお話がありました。最年長の先輩は渡辺勘二郎氏(S32)、最年少は現役の招待学生諸君で、その年代差は実に60年余と幅広い世代が一堂に会する総会となりました。例年少ないOGは藤田紀子さん(S43弁護士・東北芝蘭会会長)を筆頭に学生2名を含め僅かに5名の出席に止まりました。本部総会の議事では、新たに「①会報の送付対象の縮小、②会費払込のコンビニ利用」が承認されました。第二部の懇親会は、阿見孝雄理事(S44)、渡辺泰宏理事(S53)の共同司会により泉山禎治先輩(S34弁護士)の乾杯のご発声でスタート、歓談の中で、招待された七人の現役学生「(東北法学刊行会)橋本誠浩、(無料法

経済学部より法学部が不人気



律相談所) 船戸里佳子、(模  
擬裁判実行委員会) 東崎大  
和、(倶楽部国際法) 有田壮  
(Negotiat) 齊藤友奈、(公  
共政策研究会) 清水啓、(仙  
台模擬国連) 山田洸太)の皆  
さんが元氣よく挨拶し、先輩  
から激励の拍手を浴びまし  
た。最後に全員で声高らかに  
「青葉もゆる」を斉唱して締  
め括りとなりました。  
(写真: 現役学生の皆さん)

二 「宮城萩友会」交流会  
の開催

全学同窓会「東北大学萩友会」の地元組織としてH30年9月に設立された「宮城萩友会」の第一回交流会が八月二三日川内南キャンパス文系総合講義棟で開催されました。同会の役員として、次の通り、宮城支部の皆さんが就任しております。

- 会長…熊谷 満 (S40)
- 副会長…渡辺泰宏 (S53)
- 役員…武藤伸子 (S57)
- 小松直子 (S60)
- 幹事…阿部 純 (H6)
- 町田祐介 (S61)

今後、全学イベント「ホームカミングデー」への参加や宮城萩友会独自の交流会等が企画される予定ですので、皆さんの積極参加をお願いいたします。

三 東北芝蘭会総会開催

「H18年設立・東北ブロック居住の法学部・大学院OGがメンバー・藤田紀子会長」

十月二五日ホテル法華クラブで開催。東北電力、宮城県庁、法曹界で現役として活躍

している会員及びそのOGの方が出席。来賓として成瀬同窓会長、恒例の卓話の講師として阿見孝雄氏(日本尊厳死協会東北支部長)をお迎えし、秋場麗湖幹事(H26法科大学院修了・弁護士)の司会で進行しました。

「卓話要旨」「尊厳死とは

①単に死期を引き延ばすだけの延命措置お断り ②痛みの治療の適切な緩和治療 ③回復不能な持続的植物状態での生命維持措置の取りやめということで、欧米諸国ではすでに当然視されている。この三つの意思を「リビング・ウィル」で明確にした人の希望がかなえられる社会を実現しましょう。」

私たちが普段考えていないテーマについて丁寧にお話し頂き、大変参考になりました。懇親会は成瀬先生の乾杯の発声でスタートしました。各メンバーからの近況報告では、当面する仕事上の課題、やりがい、悩みなどについてレポートがありました。全員が元氣溼刺、いかにも各界の中

堅やリーダーとして活躍している姿が窺われ、「さすが我が東北大法学部OG」とあらためて感じた次第です。  
(写真: 成瀬先生ご挨拶)



三 役員幹事懇談会

在仙の同窓会員が所属する七つの主要職域グループの(世話役担当)幹事と宮城支部役員及び法学部の先生方が一堂に会し、親しく交流する貴重な機会として毎年定期的に開催しております。今年十一月六日にホテル法華クラブで、開催しました。三浦秀一副支部長(S47)の開

会挨拶に続いて、出張から駆けつけた成瀬幸典同窓会長

が挨拶しました(要旨)①2020年度から法学部3年間+法科大学院2年間の5年間+法曹コースがスタートする。法科大学院と連係した体系的・一貫教育課程によって3年間で修了し、法科大学院既習コースに進学できるようにする。②以前は、中央省庁から東北大法学部へ派遣される先生方は大先生方が多く揃っている大学に行くということで、非常に緊張感を抱きながら着任したというお話をよく聞いたが、最近聞かなくなつた。現在の私たちの研究姿勢を見つめ直す必要があるのかもしれないと思つている」

続いて事務局報告がありました。

①(清水本部事務局)同窓会サポート業務(会員データ管理、会費徴収、会報作成等)の依頼業者の変更を検討中

②(支部事務局) (a)同窓会費収納増を目指し、職域内で強力にアピールして欲しい (b)

常任理事任命（武藤伸子（S57）・蘆立順美（H8）、理事任命（湯村剛（H7））

③宮城萩友会の活動報告（渡辺宮城萩友会副会長）」

恒例の卓話は「紛争の解決ってなんだろう？」という演題で、最高裁の諫早湾干拓事業と子供の引き渡しを巡る紛争に関する二つの判例を題材にして法学研究科今津綾子准教授に講演頂きました。

第二部の懇親会は渡辺泰宏理事の司会により大先輩泉山禎治弁護士の乾杯のご発声でスタート、各職域グループの



中核として活躍中の幹事から各界の動きや当面する課題などについて普段表には出ないリアルな近況報告を聞きながら。毎回のことですが、ワイワイガヤガヤ、楽しく杯を交わすことが出来ました。

（写真：幹事挨拶）  
（事務局長 酒井昌弘（S43）

### 福島支部

#### 「福島支部総会を

#### 開催いたしました」

板垣良夫

令和元年10月25日（金）に、支部会員17名の出席のもと第40回東北大学法学部同窓会福島支部総会を開催いたしました。総会では、平成30年度事業報告及び決算の承認並びに令和元年度の事業計画及び予算の審議などの支部運営の基本となる案件を御審議いただきました。

総会後の懇親会では、同窓会本部清水事務局長から、東北大学の近況や法学部同窓会本部、他支部の精力的な活動状況などを御報告いただきました。

した。

また、法曹界、民間企業、公務員などそれぞれの分野で御活躍されている支部会員に御出席いただき、大学時代に受けた名教授の授業の思い出や、授業以外にサークル活動やアパート・寮で生活を送っていた時のエピソードに花を咲かせたり、現在の近況を語り合うなど、会員同士で大いに交流を深めることができました。世代を超えても同じ東北大学法学部の空間を共有した多様な世代のOB・OGが集まり、日ごろでは得難い交流を深める機会を持つことができるのが、この会の大きな魅力のひとつと改めて感じるところであります。会員の皆様どなたでも気軽に参加できるように、そして、参加していただいた方には、また来年も参加したいと思えるような、和やかで楽しい同窓会を開催してまいりたいと考えております。

今年度の福島支部総会・懇親会については、10月30日（金）の開催を予定しております。

ます。日程等が決定いたしましたら、御案内いたしますので、当支部会員の皆様におかれましては、是非御参加くださるよう、お願いいたします。（一度足を運んでいただければ幸いです。）なお、事務局の不手際により、万一お知らせが届かないような場合には、下記担当まで御連絡ください。皆様の多くの御参加を心よりお待ちしております。

（支部事務局担当 板垣良夫）  
（いたがきよしお）平成12年卒  
TEL 080-5563-2183（携帯）



### 新潟支部

#### 新潟支部総会報告

高橋 香 苗

令和元年8月31日（土）、新潟市中央区の新潟グランドホテルにおいて、新潟支部の総会及び懇談会が開催されました。本年は、同窓会本部から清水事務局長がお出でくださいました。

この日を迎えるに当たり、1か月ほど前に開催された理事会では、いかにして同窓会への参加者を増やしていくかについて、話し合いがもたれました。会費の設定は適切か、案内状に同封する返信ハガキは、各人に切手を貼っていただく形にすべきではないか等々、様々な事柄に話が及ぶ中、武石支部長から「まずは理事1名につき5名に声をかけてみよう！」と御提案がありました。

ふたを開けてみると、当日の参加者は、会員30名と昨年度より11名多く、会員のご家族（武石支部長の奥様のほか、小学生2名、未就学児2名）



の参加もあり、総勢36名と、ここ数年間で最も多い参加人数となりました。中には、今回初めて参加された方、数年前に参加された方、富山から参加された方もいらっしゃいました。

久しぶりの再会を喜び和やかな雰囲気のもとで、まずは記念撮影。その後、総会において、昨年度の活動報告・本年度の活動計画が了承され、

懇談会の開会となりました。来賓の清水事務局長のお話の中で、現在、法学部は文系学部の中で人気低迷中であるという話題になったときには、会場全体がざわつく場面もありました。どうやら「法学部は法科大学院への道しかなく進路につぶしがきかない」とのある種の誤解が要因ではないかとのこと、なるほど今の学生やその保護者には、法学部はそうのように見えているのかと考えさせられました。

乾杯の後は、恒例の参加者一人ひとりからの自己紹介の時間です。「貧民食堂のカレー」や「明善寮」など、東北大ならではの懐かしい言葉が飛び出し、会場全体が沸きました。

そして、何より、参加された方々のお話に共通していたことは、お仕事やプライベートの様々な場面で、東北大学法学部のつながりを感じられる瞬間があるということでした。世代を超えて横にも縦にもつながりをもてる、同窓会

の有難さを改めて感じさせられました。

和やかで楽しいひとときは、あつという間に過ぎました。懇談会の最後に、参加者全員で学生歌を歌いました。清水事務局長の美声に聴き入ってしまい、思わず歌うことを忘れてしまいました。が、「青葉もゆるこのみちのく」の歌詞から、仙台そして東北大学を思い出しながら、懐かしさとともに明日からも頑張ろうという気持ちを抱いた、そんな同窓会となりました。

(平成17年卒)

## 東京支部

### 令和元年度 東北大学 法学部同窓会東京支部 会総会開催

野村 太郎

令和元年7月5日(金曜日)、東京丸の内・ステーションコンファレンス東京で、同窓会員110余名が参加して、令和元年度の東北大学法学部同窓会東京支部会総会が開催されました。

総会の議事は、佐藤誠さん(H8年)の司会進行のもと、会長の清野智さん(S45年)の開会挨拶、事務局長の澤田淳さん(S45年)から東京支部会の前年度の活動報告と今年度の活動計画の提案、野神照幸さん(S52年)、高橋郷巨さん(H8年)から会計報告と監査報告が行われ、すべて原案のとおり承認されました。

また、本年より、吉田雅彦さん(S59年)、野村太郎(H27年)、阿部優季奈さん(H29年)、佐々木駿さん(H31年)が新たに理事に加わることに了承され、閉会しました。

総会閉会后、同窓会長である法学研究科長・学部長の成瀬幸典さん(H4年)より、東北大学の最近の状況について、お話をいただきました。

その後、東北大学名誉教授、樋口陽一先生(S32年)より「私の恩師群像ー日本学問史の中でー」と題して、特別講演がありました。この特別講演は、東京支部会の前身の三日会が、昭和34年(1959

年)に組織化されてから今年で丁度60年となることから、東京支部会60周年の特別講演として企画されたものです。この特別講演の中で、樋口先生は、御自身がお世話になった先生方を、戦後すぐの東北大学の様子から説き起こされ、御自身が学園紛争のさなか、バリケード解除をめぐって補導協議員として学生側と激しい交渉をしていた際のエピソードが披露されるなど、今日ではなかなか聞くことのできない、オーラル・ヒストリーとして大変貴重なものであったと思います。

特別講演に引き続き行われた懇親会では、司会を渡部宏樹さん(H28年)と阿部優季奈さん(H29年)が務められ、フレッシュで親しみやすい進行で会が進んでいきました。会の途中で、招待を受けた当年の新卒者5名の紹介があり、当年の新卒者を懇親会に招待するというこの取り組みも、平成29年の初回から当年で3回目を数え、定着しつ



は、今年度と同じくステーションコンファレンス東京にて、令和2年7月4日(土)に開催予定です。この会を通じて出会われた方々におかれは、またの再会を期待しつつ、今年も参加が叶わなかった方々にも、来年はお会いできることを楽しみにしています。

(平成27年公共院卒)

## 東海支部

### 〔東北大学法学部同窓会東海支部総会 (R元・5・17開催)〕

檀 浦 康 仁

つあると感じています。年に一度のこの会は、様々な分野でご活躍されている方々と、垣根を越えて直接お会いし、お話ができる貴重な機会です。また、近年では、役員の皆様の尽力もあって、若手の参加者も多くなっていると感じています。若輩の身からすれば、普段はお会いできないような人生経験豊富な方々とも、親しく関わり合いを持てる恵まれた場もあり、大変刺激になっております。

次年度の東京支部会の総会

東北大学法学部同窓会東海支部総会及び懇親会が、元号が変わって間もない令和元年5月17日(金)、ホテルキャッスルプラザ2階の「チャイナ&ダイニング」にて開催されました。東海支部会員22名に加え、本部から事務局長清水廣行様、並びに、経済学部の経和会から菅原聡様のご参加を賜り、計24名の参加となりました。

参加者の年代層としましては、上は昭和39年卒の近藤淳一先輩から、下は平成27年卒の加納昂陽さんまで、約50年の幅の広い年齢層から同窓が集まりました。皆様も、それぞれの年代での大学生活、教授や授業の様子などのエピソードを披露され、世代間での違いや共通点などについて、昔を懐かしみながらの歓談がなされました。

ただ、24名という参加者数は、前年比1名減であり、未だ私が同窓会に初めて参加させて頂いた15年ほど前と比較すると、減少傾向が続いているように思います。

また、他方で、堀西良美さん(平成2年卒)、中川由美さん(平成3年卒)、由田恭子さん(平成17年卒)、棚橋玲子さん(平成18年卒)と、女性会員の出席が近年で一番多い4名になったことは、良かったと思っております。次年度以降も、ますます女性会員の出席が増えるといいと思います。

なお、4年度前まで総会で

の恒例イベントであった学生歌「青葉もゆるこのみちのく」の合唱が、本年度も、この数年度と同じく店舗側の自粛要請により実施できなかつたことは非常に残念でありました(より大人数の参加者があつて貸切りのような状態にできれば歌うことができそうです。イベント復活のためにも、大勢の参加を心より願っています)。

令和2年度の東海支部同窓会は、5月15日(金)午後6時30分から、名古屋駅徒歩5分の名古屋キャッスルプラザチャイナ&ダイニングにて開催予定です。東海地区にご在住の方で、出席を希望される方、幹事から総会開催の案内状が届かない方がいらっしゃいましたら、どうか、幹事の私壇浦(連絡先052-971-5277(勤務先))までご連絡くださいますようお願い申し上げます。

(平成11年卒)

## 大阪支部

### 令和元年9月20日 大阪支部同窓会開催

藤原 武士

令和元年9月20日、昨年と同じく大阪支部同窓会を淀屋橋にある大阪倶楽部会館の食堂で行いました。仙台からは、法学部同窓会本部の清水事務局長、にご参加いただき、ありがとうございました。

昨年から、開催時期を1月から、9月に変更し、季節も良いせいか、今回も、総勢38名の同窓生が参加していました。38名の参加者のうち、16名が平成に入ってから卒業した若い同窓生が集まり、活気のある会になりました。

乾杯は、昭和36年卒業の沖先輩のご発声で行われ、司会の土谷先輩(昭和48年卒)、岩崎さん(平成21年卒)の老若コンビにより、近況報告が和やかなも行われました。皆様のユーモラスな話しに会場が沸きました。

締めはいつものように元底



援団、山本敏信先生（昭和44年卒）に応援エールをいただき、みんなで、学生歌「青葉もゆるこのみちのく」を歌いました。

今回、初めて参加された方もいて、やはり、新しい参加者の方が増えると会は盛り上がり、改めて感じました。卒業や転勤で関西に住むことになったら、是非ご参加下さい。

次回、大阪支部同窓会は、

## 広島支部

### 令和元年度広島支部 総会・懇親会の開催

稲田英明

9月18日、金曜日の夕刻を予定しています。時間、場所については、また御連絡をさしあげます。大勢の方のご参加をお待ちしております。

（平成8年卒）

東北大学法学部同窓会広島支部第一三回総会及び懇親会を、令和元年六月一日（土）メルパルク広島で開催しました。来賓に清水廣行東北大学法学部同窓会事務局長をお迎えし、一八名の参加となりました。

桑江康一広島支部長（昭和四三卒）の挨拶に続き清水廣行事務局長から東北大学法学部及びロースクールの現況や法学部同窓会の活動状況などのご報告をいただきました。

議事では来年度の広島支部総会・懇親会の開催日を東北大学法学部同窓会の理事会の

日程等を勘案してこれまでの六月の第一土曜日から第二土曜日に変更すること（令和二年は六月一三日）、広島支部設立当初から支部長を二年間務められた桑江支部長が郷里である今治市に転居されることから退任され、後任に稲田事務局長（昭和四七年卒）、事務局長には風呂橋誠さん（昭和六二年卒）が選任されました。

その他の議案はいずれも原案通り承認され、総会を終了しました。

恒例の記念撮影に続いて懇親会が行われ、出席者の在学当時の思い出や近況報告などが披露され、笑いや拍手喝采で楽しいひと時を過ごしました。

最後は、清水事務局長のリードにより全員で「青葉もゆるこのみちのく」を歌い、お開きとなりました。その後会場を近くのそば屋に移し広島銘酒を楽しみながら歓談を行いました。

桑江前支部長は、引き続き広島支部の会員として留まら



れ、広島支部の会員は中国地方だけでなく四国にまで地域を広げることとなりました。愛媛県にも東北大学法学部の出身者がおられるとのことなので、また新たな出会いが期待できると思います。

「東北大学法学部同窓会報」をご覧になった広島近郊にお住いの同窓の皆さま、ご連絡と参加をお待ちしております。（電話082-923-0182 稲田宅）

## 法科大学院支部

### 平成31年度東北大学 法学部同窓会法科 大学院部会総会、記念 講演会及び懇親会・ 交流会のご報告

相澤 央 敏

1 はじめに  
令和元年9月20日（金）に、平成31年度東北大学法学部同窓会法科大学院部会総会、記念講演会及び懇親会・交流会が開催されましたので、ご報告いたします。

2 第一部 記念講演会

本学でも教鞭を執られ、現在は東京大学社会科学研究所教授である、水町勇一郎先生をお招きし、同日午後4時より、本学エクステンション教育研究棟内講義室において、記念講演会が開催されました。

演題は、「働き方改革関連法の動向と課題」でした。水町先生は、働き方改革実現会議議員として、働き方改革関連法の成立に大変ご尽力されており、同法の詳細につい

て解説いただくとともに、成立の裏話や今後の課題について、ユニークにご講演していただき、大変有意義なものとなりました。

3 第2部 総会

講演会、座談会終了後、同日午後5時30分より、同講義室で総会が開催されました。

相澤央敏部会長からの開会の挨拶、久保野恵美子法科大学院長からのご挨拶を経て、報告・協議に入りました。

はじめに、ロースクール教育の現状と課題について、平成31年4月の入学者数は78名で、増加傾向にあること、今後も修士オフィスアワーの活用を促したり進路講演会などを開催したりする予定であること、来年度に法科大学院制度の改革が予定されており(3+2など)、東北大としても新潟大と提携するなどして再編成を検討していること、法曹以外の道に関する進路指導も検討していること等について、久保野院長よりご報告がありました。

継続教育についても、久保

野院長より、桑村裕美子先生による労働法の公開講座が開講される予定であること等についてご報告がありました。

萩法研究会の取り組みについては、佐藤裕一教授より、

前日に民法の答案書き方講座を実施したところ、20名程度の参加があったこと等のご報告がありました。

名簿関連では、本年度より、当部会の新たな取り組みとして、弁護士事務所の受け入れ状況についてアンケートを実施し、修習生の就職支援のための名簿を作成、配布したと及び当日配布された同窓会名簿の取り扱いについて、相澤部会長より説明がありました。

最後に、渡部雄介副部会長からの閉会の挨拶をもって、総会は終了いたしました。

4 第3部 懇親会・交流会

同日午後6時30分より、ホテルグランテラス仙台台分町において、懇親会・交流会が開催されました。本年度は、

司法試験の合格祝賀会と同時に開催したこともあり、例年

よりも多数の方にご出席いただき、盛大な会となりました。

5 総括

本年度も多くの方に出席いただき、成功裡に総会、記念講演会及び懇親会・交流会を終えることができました。

当部会としましては、今後も同窓会の発展に努めて参る所存ですので、ご支援の程、何卒よろしくお願い申し上げます。

以上

(法科大学院部会長 院H22)

同窓会だより

34J会

38青葉会(S34年入学同期会)ご報告

昨年10月の仙台開催後に、参加者の方々から多くのご感想をいただきました。その中から、いくつかをご紹介します。①仙台震災遺構荒浜小学校見学(22日)「改めて被害の大きさ、恐ろしさを感じて再認識しました。」②荒浜小は、津波対策の参考書です。」③三居沢電気百年館・水力発電所見学(22日)「丁寧な説明と展示により、東北と日本の水力発電の歴史を初めて知りました。」④川内に下宿しており、亀岡八幡宮周辺を散歩していました。が、水力発電所がこんなに近くあったとは知りませんでした。」⑤江陽グランドホテル夕食懇親会(22日)「美術館のような落ち着いたホテルでの夕食懇親会、優雅なエレク

トーンとソプラノ独唱、歓談。何時までも忘れない楽しいひとときでした。」⑥豪華な雰囲気です。ソプラノ歌手とローレライを歌い青春復活もできました。」⑦歌手とハふるさとVを歌い懐かしさで涙が溢れました。」⑧片平キャンパス見学(23日)「懐かしさと新しい発見がたくさんありました。旧図書館、大学設立のモニュメント、旧二高の正門・書庫、魯迅の階段教室。」⑨昔の大学付属図書館に入らせていただき、丁度60年前に東北大学法学部に入学したときの学籍簿を手にとって見ることができたのは望外の喜びでした。」⑩S36年学部進級者の名簿で自分の氏名を確認。」⑪資料館加藤論准教授の所作、口述、響き、対応が心地よく伝わるよう配慮されていて感心しきりでした。」⑫青葉山キャンパス見学(23日)「広大な敷地でこれから更に大きく発展する東北大学を強く感じました。」⑬未来につながる青葉山キャンパスの施設をご案内いただき、感動しました。」⑭自



然の空気や樹林の中で勉強、研究できる現代の学生が羨ましく感じました。坂道通学が大変かなと懸念するも地下鉄が大学に結ばれていることを知り、若者が安心して通学できることに安堵した。」⑥佐勘昼食懇親会(23日)。「全員で次回開催を確認。」「あまり時間をとれませんでした、女将さん以下の心遣いが伝わっています。」



幹事団に対する慰労のメッセージも少なからずいただきました。不十分な点多々あったはずですが、同期の

方々の友情の証として、敢えてご紹介させていただきます。「大変お世話になりました。感謝の気持ちは言葉で言い尽くせません。」「2日間にわたる同期会の行事のすみずみまで、幹事の皆さまの心づかいが行き届いており感謝にたえません。」「大変お世話になりました。同期会の皆様のおかげで、準備ができました。厚くお礼申し上げます。」「仙台幹事会の皆様、早く疲れをとって頂き、お体を労わって過ごされますよう心からお願い申し上げます。」「本当に良く練られたご計画を実行いただき、ありがとうございます。ご準備が大変だったことでしょうか。おかげで、仙台が遠い過去の世界であったのですが、今回の旅行で身近なところの思いを持つことが出来ました。重ねてお礼申し上げます。」

2018年10月、前回同期会が東京で開催され、次回は仙台開催となったので、同年12月に幹事団結成の準備会、

2019年1月に在仙同期6名で幹事団結成、1月半ばには仙台開催の案内を送りました。その結果、最終的には、10月22日は25名、23日には20名の参加となりました。計画にあたり、参加者のからだに負担がかからないこと、費用をできる限り少なくすること、楽しい思い出となるような行事とすること、幹事それぞれ得意な分野で役割分担することとしました。

同期生148名の2019年2月現在の状況は、以下のとおりでした。欠席通知あった方27名、返信なかった方15名、案内辞退その他理由によりご案内しなかった方22名、住所等連絡先不明の方23名、物故者36名。(川村 記)

## 35J会

### 在仙35J会

現在昭和35年入学同期生で仙台近辺に居住しているものが十数名いる。卒業以来仙台を離れなかったものや退職後古里帰りしたもの、また転勤

等で仙台に在籍したものも何名かいる。こうした有志で時には関東圏からの参加者を含めて年に数回集まって、新年会・花見・暑気払い・忘年会など飲みだべる会を行っている。東北大震災から9年、その間にも札幌・仙台で3名の常連が病魔で別れを告げた。昨年には総勢7名で仙台からバスで足を延ばし一関に住む仲間のホームを訪ね、世嬉の一という地元醸造所(こ

こでは東北大学ブランドのビールやワインを仕込んでいる)で地ビールを味わい、その後愛好家の間で知られるベイシーというジャズ喫茶で大音響のレコードを聴くという秋の一日を過ごした。年が明けて1月末、今度は仙台一番町のとある秋田料理の店に8

人が集まり新年会を行った。ちょうどに大阪在住の川上君から、在学中に出した曙光第一号オリジナルの提供を受けて、皆で回覧しながら在学中の世界に浸り懐かしむことができた。その折に、来年は大震災10年・現役組傘寿という

ことで全体の35J会を仙台でやったらどうだろうか?大人の休日倶楽部の東北四日間兼り放題特別切符の利用できる時期ならほかに回りたいところへも気軽に足を延ばせるのでは!といった話で盛り上がった。このチケットを調べると例年6月末から7月初めに利用できるようだ。今年の35J会で、皆さんの意見を聞いてみようと考えていたが、あいにくの新型コロナウイルス騒動で会合そのものが中止となってしまった。一日も早い騒動終息が望まれるが情勢は予断を許さず、この会報を手にする頃はこうなっている



# プラマイ会

## 第57回プラマイ会開催 4名になっても

だろうか？カ行幹事の皆さんと打ち合わせてみたい。次の在仙35丁会は暑氣払いの会になるだろう。仙台へ来てみたい向きがあればその来訪を肴に有志が集まることは臨機応変に対応できる。これも地方都市でのフットワークの軽い利点である。久しぶりに来仙を考えるならばぜひ一報連絡を皆待ち望んでいます。

(清水 記)

年に2回開催のプラマイ会、今回も11月14日に開催されました。場所は九段の「ホテルグランドアーク半蔵門」。なんと4名の参加でした。メールで一斉発信をしているが、7月28日を皮切りに不参加の山。22名の会員から不参加の通知があった。ほぼ全員70歳を超えた。現役は少ない。不参加の内容を眺めていると別件が多い。ついで遠方故、体調不良(本人

+奥様)の連絡も届く、中には逝去もある。年々歳々である。ちなみに最近の参加者は10名程度となっている。今回は4名なので、帝国ホテル調製のコース料理に舌鼓を打ちながら、アルコールを傾け、来し方を語り合う。仙台の学生時代、社会人の頃の出来事、昨今の近況、介護、病氣、政治・経済・社会の話題をじっくり語り合う。少人数もいい点はある。2時間の分かち合いの後、学生歌を歌って、解散となった。窓の外を眺めると東京の夜景が綺麗だ。次回も5月に開催予定である。4人でも開催希望の仲間がいる限り、続けてゆきたいと思っている。

このプラマイ会、昭和43年入学か47年卒業の方ならだれでも加入自由である。ともに仙台の昔に帰りませんか？

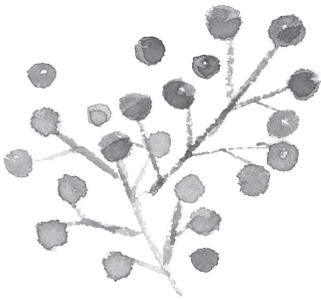


アクセスはこちら

世話人 和田義則

wada-yos@ua.cafv-yokohama.ne.jp

連絡をお待ちしています。



### 令和1年度 卒年別会費納入件数

(会報掲載用資料)

卒年	昭16	19	21	22	23	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36
会員数	1	3	1	1	2	2	1	3	14	17	20	20	29	21	30	47	31
卒年	昭37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53
会員数	25	20	43	18	23	25	44	33	27	24	27	39	27	37	26	35	18
卒年	昭54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	平1	平2	3	4	5	6	7
会員数	28	26	32	22	32	19	14	21	19	15	13	17	15	20	14	16	11
卒年	平8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
会員数	7	16	10	16	10	8	10	4	8	4	12	5	11	5	3	3	4
卒年	平25	26	27	28	29	30	31	院修了	公共修了	法科修了	新院生	新入生	合計				
会員数	4	7	3	6	4	8	6	5	6	31	34	121	1439				

おくやみ

(令和1年度に判明の方)

逝去年月	お名前	卒年
H18・8	猪狩 孝保殿	S11・3
不明	浅岡 弘文殿	S16・3
H16	中村 俊吾殿	S16・12
H19・5	伊江 朝雄殿	S19・9
H24・5	星 晃治殿	S19・9
H30・11	望月 孝夫殿	S19・9
H31・2	及川 幸夫殿	S23・3
H31・3	香川 純男殿	S23・3
R1・9	宮地 暢夫殿	S23・3
H29・3	矢崎 茂殿	S23・3
R1・5	鈴木 寛殿	S24・3
H30・1	中川 恕殿	S24・3
H30・8	小山 礼三殿	S26・3
R2・2	南 正壽殿	S27・3
H31・4	堀籠 英有殿	S28・3(旧)
R1・5	松井 英文殿	S28・3(旧)
H31・1	三浦 徹殿	S28・3(新)
H30・5	小泉 秀夫殿	S29・3(新)
H31・4	武田 偶殿	S29・3(新)
H31・4	針生 信行殿	S29・3(新)
H29・7	佐藤 清殿	S30・3
H28・10	佐藤 宏殿	S30・3
R2・1	阿部 長殿	S31・3
H30・10	高野 齊家殿	S31・3
H30・4	出口 武幸殿	S31・3
H31・3	鈴木 敏之殿	S31・3
H31・3	名取 昭二殿	S31・3

逝去年月	お名前	卒年
H30・9	石井 哲一殿	S31・7
H30・12	小野 隆平殿	S32・3
H23・4	紅露 次郎殿	S32・3
R1・6	佐々木平五郎殿	S32・3
H31・3	三浦 鉄也殿	S32・7
R1・6	大山 元保殿	S33・3
H31・3	小山 峰男殿	S34・3
R2・2	高橋 治殿	S35・3
H25・2	照井 敬殿	S35・3
H31・4	長谷川英敏殿	S35・3
不明	牧野 嘉伸殿	S35・3
H31・2	吉田 徹男殿	S35・3
H30・10	松田 照臣殿	S36・3
H30・12	松本 満殿	S36・3
R1・11	吉田 恒一殿	S36・3
R1・7	武井 和雄殿	S39・3
R1・11	都築 光彦殿	S39・3
R1・10	徳本 伸一殿	S39・3
R1・10	中里 成男殿	S39・3
H31・2	田川 章次殿	S40・3
H31・1	杉浦 信吾殿	S41・3
H29・11	小林 秀一殿	S42・3
H30・1	丸田 直司殿	S42・3
H30・9	三浦 弘美殿	S42・3
不明	吉川 澎殿	S43・3
R1・7	古谷昭三殿	S47・3
H30・2	木村 博貴殿	S48・3
H31・1	菅野 義博殿	S59・3

ご冥福をお祈りいたします。

編集後記

から ふたたび旅立つ」という仙台の詩人原田勇男氏の一節を添えてお届けします。

○武漢から広まった新型コロナウイルスの拡散は当初の想定を超えて世界規模に流行し、東京五輪も1年延期、非常事態宣言発令に至りました。3月以降、卒業式も学部代表者だけで行われ、恒例の卒業祝賀会も中止されました。新年度の法祭大も中止、授業も4月20日からの始動となり、課外活動も5月連休明けまで停止されました。本部によりに掲載した行事日程に関しても、東海支部会の中止決定など、さらなる中止・延期が生ずるか予断を許しません。収束が見えぬか予断を許しません。収束が見えぬか予断を許しません。

○この3月に巣立った卒業・修了生にとってはいきなり社会の荒波にもまれての旅立ちとなりました。まさに人生山あり谷ありを身近に感じての新たな人生の航海に乗り出したことになりました。これにめぐることなく新天地での健やかなご活躍をお祈りします。「わたしたちは未来への旅人 これからさきどこへゆくのか 約束された薔薇色の土地はない 夢の切符は与えられないものではない 血の努力でかちとるものだ この北国のまち

し配達料だけはご負担ください。○平成15年会報第30号に「同窓会への提言」が掲載されています。同窓会活動の活性化のためには、皆様が同窓会に何を期待されているのかを再度問い直す時期にあると考えています。年代を越えて皆様の声を事務局までお届けくださるようお願いいたします。特に平成期の方々へのサンプリングアンケートも企画中です。事務局の若返りの必要性を日増しに感じるこの頃です。

○中善並木の桜が今年も開花しましたが、樹勢のピークは過ぎたようで花付きにも勢いが少なくなっています。写真に掲載しましたのでご覧ください。植替え基金のお願いをしておりますが、ここの2年の対応が今後のカギになると思われま

○同期会だよりの寄稿予定2件がコロナ騒動のあおりで中止で出稿できなくなりました。在仙35J会のように全体での同期会でなくても、少人数での集まりをされておられる方々は各地におられると思います。そうした動向も会報に掲載したいと思

○今年の新入生は167名で、内女子学生は50名(29・9%)でした。「キャンパスの歴史の重みを知り 弾む未来を夢見ながら」みちのく仙台での青春を有意義に過ごしてください。(清水)